

令和8年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和8年2月26日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後 4時34分

◎出席議員（12名）

1番	福 田 浩 二	2番	堀 江 清 一
3番	相 馬 正 典	4番	小 川 洋 一
5番	大 金 清	6番	小 川 正 典
7番	平 塚 英 教	8番	高 野 泉
9番	高 木 洋 一	10番	川 俣 義 雅
11番	渋 井 由 放	12番	中 山 五 男

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川 俣 純 子
副組合長	益 子 純 恵
事務局長兼管理課長兼会計室長	大 谷 光 幸
消防長	川 俣 寿 行
病院長	森 成 正 人
病院事務長兼医事課長	鈴 木 克 幸
会計管理者兼総務課長	小野里 広 美
病院総務課長	津久井 友 江
保健衛生センター所長兼施設整備室長	相ヶ瀬 仁 志
消防本部次長兼総務課長	加 藤 勇
消防本部警防課長	阿久津 善 夫
消防本部予防課長	栗 田 祥 夫

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	大 谷 光 幸
議事係長	星 麻 里
書記	小 室 達 夫
書記	齋 藤 晋太郎

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)の議決について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について (組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算(第2号)の議決について (組合長提出)
- 日程第10 (議案第8号) 令和8年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について (組合長提出)
- 日程第11 (議案第9号) 令和8年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について (組合長提出)

日程第 12 (議案第 10 号) 令和 8 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計
予算の議決について (組合長提出)

日程第 13 閉会中の継続審査の申し出について

日程第 14 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。

立春が既に過ぎまして、寒さが少々残る中ではありますが、本日の定例会にご出席の方々には誠にご苦労さまです。特に次の選挙に立候補を予定される議員の方々には、多忙を極めることと存じますが、広域議会議員としての任期最後の議会でありますから、提案されます議案審議は活発な質疑、提案をされますよう、そして思い残すことのないように任期を全うしていただきたく希望いたします。

以上、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ただいま出席している議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和8年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、今議長がおっしゃったようにご多用中のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

令和7年度も残すところ一月余りとなりました。本年度の組合事業につきましては、概ね計画通りに執行されておりますことをまずはご報告いたします。

さて、今期定例会にご提案申し上げます令和8年度予算案についてでございます。現在、諸物価高騰の賃金の引上げが追いつかない状況や、官民較差の是正を背景に、昨年を引き続き高水準の人事院勧告が行われました。これを受けて、予算案においても、一般会計では約8,700万円、病院事業会計では6,800万円の人件費増を計上しております。また、国内の物価高騰・人件費高騰は、本組合の管理運営コストを押し上げ、組合財政を圧迫しております。

このような厳しい財政状況下において、予算編成などに際しましては、不急の支出を省いた効果的な事業推進を優先しながら、また、し尿処理・ごみ処理施設の更新や老朽化対策といった喫緊の重要課題について、着実に対応を進めて参るための予算といたしました。

さて、本日の定例会に提出いたします案件は、条例改正４件、令和７年度補正予算及び令和８年度当初予算など、計１０件でございます。また、３人の議員様より一般質問の通告をいただいております、非常に過密な日程となっておりますが、何とぞ、慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第８８条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に１番、福田浩二議員、２番、堀江清一議員の２名を指名いたします。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１日に決定いたしました。

◎日程第３ （議案第１号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じ、組合職員の給料及び手当等について改正を行うものであります。

行政課題が複雑・多様化する中で、急激な物価上昇や民間における賃上げ動向、さらには深刻化する人材獲得競争を鑑み、人事院は、特に若年層に重点を置きつつ、中堅層以上についても大幅な引上げを行う内容の勧告を行いました。

当組合におきましても、優秀な人材確保と職員の士気向上を図るため、同様の趣旨により給与制度の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、1点目は、民間の賃上げ動向を反映し、月例給を平均3.62%引き上げること、2点目は、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間4.65月分とすること、3点目は、初任給調整手当の支給限度額を引き上げること、4点目は、民間の支給状況等を踏まえ、通勤手当の支給内容を見直すものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第1号について補足説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。第1条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例について、給与に係る改正を行うものであります。

第7条第1項は、医師や薬剤師の処遇を確保し、欠員の補充を円滑に行う観点から、初任給調整手当の上限額を引き上げるものです。詳細な勤務年数ごとの支給額については、別途規則にて規定いたします。

続きまして、通勤手当の改正です。第11条第2項第2号におきまして、自動車等を使用

する職員の負担を軽減するため、民間の支給額を踏まえ、距離区分に応じて200円から7,100円までの範囲で手当額を引き上げます。

第21条及び第22条は、期末手当、勤勉手当の改正です。支給割合について、期末・勤勉手当、それぞれ0.025月分、年間で計0.05月分引き上げるものです。

3ページから12ページまでは、各種職種における給料表について記載のとおり改めるもので、昨今の物価高騰や人材確保の状況を鑑み、全ての号級によって増額改正となっております。3ページ、別表第1行政職給料表を例にとりますと、行政職給料表1級第5号、高卒の初任給となりますが、こちらでは現行の18万8,000円から20万300円へと1万2,300円の増額となります。

議案書12ページ、第2条、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例についてをご覧ください。こちらは令和8年度以降の給与に係る改正を行うものであります。

第2条第4項に新設する第2種初任給調整手当を追加。本手当は、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げに伴い、初任給水準が民間の最低賃金額を下回る事態を回避するために創設するものです。深刻な人手不足の中、採用市場における競争力を維持し、有能な人材を安定的に確保することを目的としております。

第7条の2において、手当の具体的な算出方法や支給対象を明文化しております。第1項、新たに採用された職員において、給料月額に地域手当を加算した額を時給換算し、それが地域の民間賃金を下回る場合にその差額を補填する旨を定めております。第2項、手当の額については、算出した時給の差額を再び月額に換算して支給する規定、第3項、新規採用者との給与バランスを考慮し、在職者等についても必要に応じて対象に含めることができる規定、第4項、組合規則へ委任する規定となっております。

続きまして、13ページ、第11条、通勤手当をご覧ください。第2項第1号、第3項第1号は、駐車場手当の規定を第5項に追加したことに伴い、条文内で引用している各項の番号を整合させるための改正となります。第2項第2号は、自動車等の使用距離区分に応じた具体的な支出額の細目については、社会情勢や燃料費の変動等に柔軟に対応できるよう、上位規定に基づき組合規則で定める運用へと改めるものでございます。これに伴い、本号の規定をここから削除いたします。

15ページをご覧ください。第5項は、通勤によって駐車場等を利用し、その利用を負担している職員に対し、実態に即した手当を支給するため、新たに規定を設け、月額5,000円を限度として支給するものです。第5項の追加により、旧第5項から第9項までをそれぞれ第6項から第10項へ改めます。第6項、電車、自動車、新幹線、駐車場の全てを合計した額が1か月当たり15万円を超える場合の支給額は15万円とする規定、第7項、通勤

手当は原則、最初の月の給料日に支払う規定、第9項、支給単位期間において、駐車場手当についても1か月単位で支給する規定、第21条及び第22条は期末手当、勤勉手当の支給割合について、それぞれ0.025月分引き上げる改正となっております。

16ページ下段、第3条、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、こちらは給与に係る改正を行うものです。第10条第2項は、特定任期付職員給料表について改正を行います。第6項は期末勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げるものです。第11条は、専門的一般任期付職員の給料表の改正、第12条は一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料表の改正となります。給料、期末手当、勤勉手当ともに民間水準への準拠を反映しております。

18ページ、第4条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、令和8年度以降に係る改正を行うもので、第10条第6項は期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる改正の表となっております。

最後に、附則についてご説明いたします。まず、附則第1条第1項は、施行期日を公布の日とするものです。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第4条の規定については、令和8年4月1日から施行することとしております。同条第2号は、第1条による改正規定並びに第3条による任期付職員の改正規定について令和7年4月1日に遡及して適用することを定めるものであります。

附則第2条は、既に支給された令和7年度分の給与について、改正後の規定による給与の内払いとみなすことを規定しております。

附則第3条は、この条の施行に関し必要な事項を組合規則へ委任することを規定しております。

第4条として、令和5年度からの定年引上げに伴い整理をした関係条例の整備に関する条例の一部改正です。整備条例の制定当初は、改正前の規程と改正後の規程を区別するため、新給与条例という定義を用いておりましたが、制度の定着に伴い、他の条例との整合性を図るため、「新」を削り、給与条例と改めるものです。

参考資料としまして、今回の人事院勧告の概要を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で議案第2号に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問のある方はどうぞ。

7 番、平塚議員。

○7 番（平塚英教） 説明ではぼ分かったんですが、昨年 of 4 月に遡っての支給ということ
とでございます。そうしますと、7 年度の支給は打切りというか、前もってということなの
で、その残りの部分は幾らに総額でなりますでしょうか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 総額につきましては、すいません、今ちょっと
手元に資料がないので、後ほどということによろしいでしょうか。

○7 番（平塚英教） はい、分かりました。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 申し訳ありません。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） では、特別質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） では、これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第 1 号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に關する
条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 南那須地区広域行政事
務組合職員の給与に關する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 （議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第4、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年能登半島地震の発生を受け、総務省より、災害応急作業等に従事した職員への手当支給について適切な運用を求める通知がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

総務省の通知では、災害の応急作業に従事した職員に対し、その業務の危険性や困難性を踏まえ、同様の現場で活動する国家公務員や警察職員との均衡を図るよう、特殊勤務手当の基準が示されております。

当組合においても、大規模災害の発生時や被災地への派遣時において、職員の適切な処遇を確保し、円滑な応急作業の実施を可能とするため、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を新たに加え、支給範囲及び支給額について規定を整備するものです。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

まず、議案書をご覧ください。今回の改正は、自然現象が発生した際に災害応急作業等に従事する職員に対し、新たに手当を支給するための規定を整備するものです。

主な改正内容ですが、まず、第2条におきまして、特殊勤務手当の部分に、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を第4号として追加し、以降の項を順次繰り下げる改正を行います。

次に、具体的な内容を定める第4条の3を新設いたします。第1項では、支給対象を規定しており、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、または発生する恐れのある箇所において作業に従事したときに支給するものといたします。

第2項では、手当の額を規定し、従事した日1日につき2,160円の範囲内で組合長が定める額を支給することといたします。本手当は、災害対策基本法に規定されている暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波などの災害時に巡回監視や避難救助、災害応急作業等に従事した場合を支給対象とした手当としております。なお、支給額の2,160円の基準につきましては、国家公務員の例である人事院規則の災害応急作業等手当に準じております。

詳細な運用につきましては、別途規則で定めてまいります。

以上で議案第2号に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
7番、平塚議員。

○7番（平塚英教） 大体説明で条文は分かったんですが、具体的な災害応急作業等に従事する広域行政の職員というのは、今まではどんな、消防関係もあるだろうし、そのほか病院なんかもあるのかなと思われるんですが、実際に災害緊急作業等に従事された職員の例などはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 消防においては、やはり消防の救助活動というものには該当するかなと思っております。病院につきましては、DMATなどの活動がこれまで何回か活動しておりますので、そういったものが該当すると思います。

○議長（中山五男） 7番、平塚議員。

○7番（平塚英教） そうであろうと思うんですが、いずれにしても災害の渦中の中で、

命の危険を顧みながら作業に従事するというところでございます。人事院規則だから仕方がないかもしれませんが、それにしても2,160円は安いのかなというふうに思われます。いずれにしても、作業に当たる方の安全を確保しながら、適切な作業等に従事するようにお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五男） そのほか質疑はありませんか。

2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） そうすると、この条例は公布の日から施行するということなんですが、公布日というのはもう大体決まっているんですか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 今回この条例が議決していただいて、公布の手続がございますので、公布の手続が終われば大丈夫だと思いますので、至急、今日議決となれば、明日以降に公布手続をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（中山五男） 2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） こういう特殊手当ですけども、いつ何とき起きるか分かりませんから、できるだけ、今日は多分決まると思いますから、明日にでも早急にやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） そのほか質問等ございませんか。

11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 昨日、那須烏山市議会がありまして、先ほどの給与に関する条例を審議しましたし、今回の特殊勤務手当も審議をして、みんな了解したわけですが、那須烏山市の条例の中には、多分広域行政は関係がないから入っていないんだろなというふうに思うんですが、防疫等作業というのがございます。これはいろんな、牛や馬のそういうの

も入っているそうなんです、広域が出動するということはないから入ってないんだというようなことであろうというふうに思いますが、何かの折に出動してくれなんていうようなことがあったら、そういうのを入れておいたほうがいいのではないのかなというふうに思うんですが、その辺についてはまずいかがでしょうか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 今後、市の条例等を参考にさせていただきます、検討させていただきたいと思います。
以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 国のほうで2,160円という、あと細かいのはこれから決めますよということなんです、これ、先ほどの市のほうでは審議して、市長が今度決めていくわけですが、那珂川町で審議して那珂川町のほうは決めるんだと思うんですが、その辺の整合性をやはりしっかり取ったほうが、一つの広域の行政ですから、その辺、組合とよく話していただいて、うちのほうが出たほうが高いんだけどみたいな話にならないようにお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山五男） それは要望事項としてよろしいですか。

○11番（渋井由放） よろしいです。

○議長（中山五男） その回答はございますか。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 市と町のほうとも足並みをそろえられるようにということで、あとは国のほうに準じておりますので、そちらのほうを準拠させていただいて決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○11番（渋井由放） 了解です。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第5、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

近年のサウナブームに伴い、屋外で使用される簡易な可搬式サウナの設置が増加しているところですが、しかし、現行の消防法令においては、建築物内に設置される設備のみを対象とした基準しか設けられていませんでした。このため、今回新たに屋外に設置される可搬式サウナを対象とした火災予防上の基準を整備し、これに伴う条例改正を行うものであります。

併せて、令和6年1月に発生した能登半島地震に伴い輪島市内での大規模火災が発生した事案を踏まえ、大規模地震時における電気火災の重要性を改めて認識したところであります。このため、住宅火災の予防を一層推進する観点から、感震ブレーカーの普及促進を施策として明記するための条例改正になります。

詳細につきましては、消防本部予防課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） 指名により、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書及び補足資料をご覧ください。

組合長の説明にもありましたが、従来の浴場等に設置される固定式サウナとは異なり、簡易的な可搬式サウナ等を屋外に設置する事例が全国で増加しています。しかし、現行の消防法令では建物内での設置を想定しており、適用できる基準を定める必要性が生じております。そこで、総務省消防庁では、可搬式サウナ等の中でも特に需要が高いテント型サウナ及びバレル型サウナについて防火安全対策を検討しました。その結果、特性に応じた火災予防上の基準を明確化しました。

また、令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け開催した、輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会報告書において、大規模火災時の電気火災対策が重要であることから、住宅における火災予防を推進するため、条例の所要の改正を行いました。

これらの趣旨を踏まえ、同組合の火災予防条例の一部を改正するものであります。主な改正点ですが、新たに簡易サウナ設備を新規制定しました。条例第7条の2は、簡易サウナは、テント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設ける高熱設備であって、屋外で設ける定格出力6キロワット以下であり、かつ、薪または電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として規定するもの。

条例第7条の2第1項第1号は、簡易サウナの設備と建築物等の可燃性の物品と火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離または当該可燃物が引火しない距離のいずれかを確保すればよいと規定するものでございます。

条例第7条の2第1項第2号は、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。また、ただし書において、薪を熱源とするものは、消火器を設置することにより代えることができると規定するものの。

条例第7条の2第2項は、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を明確にしたものでございます。

条例第7条の3は、簡易設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備と規定するもの。

条例第44条第6の2号は、簡易サウナについて、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要すると規定するもの。

大規模火災時の電気火災対策として、条例第28条の7は、住宅における火災予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及を規定するものでございます。

施行期日は令和8年3月31日と予定しております。

以上で、議案第3号に関わる詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
7番、平塚議員。

○7番（平塚英教） 議案第3号の広域行政事務組合の火災予防条例の一部改正についての内容は、今、説明で十分分かったんですけども、第29条の7の4項1の、要するに、住宅における出火防止から始まっていろいろあるんですが、その中で避難に資する住宅用防火機器というのだけがちょっとどういうものか理解できませんので。感震ブレーカーは、裏のほうに写真があるから分かるんですが、その点だけちょっと説明お願いします。

○議長（中山五男） 予防課長。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） 防災機器の説明でよろしいでしょうか。

○7番（平塚英教） はい。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） 住宅用防災機器についてのご説明を申し上げます。住宅用防災機器に関しましては、住宅用の警報器または住宅用スプリンクラー、消火器、防災規制等も含まれてございます。

以上でございます。

○7番（平塚英教） 分かりました。

○議長（中山五男） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 今、条例の29条の7というのを見ていますが、火災に関する警報が発せられた場合における火の使用について、次の各号に定めるところによらなければならないと、こういうようなところ。29条の7というのはあれかな、屋内において裸火を使用するときは、窓、出口、入り口等を閉じて行うこと。

どうも見ているのが違うのかな。29条の7、新規規定。組合火災予防条例の一部改正についてですね。そうすると、火災予防条例って、俺、違って見てんのかな。ごめんなさい。

〔「参考資料ですか」の声あり〕

○11番（渋井由放） いや、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例というのを見てるんですよ、例規集で。だから、それがそういうふうな決まりになっているよと、こういうのが例規集ですよ。そうすると、それを見ますと、29条の（7）には……、29条の7、これか？ 南那須地区広域行政事務組合は、住宅における火災予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。これの29条の7の（3）ということで加えるのかな。

〔「違います。（1）です」の声あり〕

○11番（渋井由放） （1）機器及び……、そこに、住宅用防災機器、感震ブレーカー、

そして、そういうのが非常に、地震で後で電気が通電されて何か燃えちゃったとかいうような話が大本なのかなと思われるんですが、今後、こういうものをやるのに補助金とかそういうのを考えるなんていうことはありませんでしょうか。

○議長（中山五男） 予防課長、答弁しますか。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） はい。ご質問のとおり、地震の後の出火原因の約6割が電気火災からの原因と言われております。その中でも、感震ブレーカーをつけることによって防げるといった内容での条例改正です。感震ブレーカー自体は、タイプごとに幾つかございます。補足資料のほうにもございますが、分電盤につけるタイプとコンセントにつけるタイプ、簡易型のものがございまして、一長一短ございますが、分電型のやつが一番有効とされております。地震、震度5程度で落ちる仕組みとなっております。

ほかの自治体に関しましては、これを補助金なり、実際にコンセント型を配布している自治体もあると聞いてございます。栃木県内では実際にやっている自治体はございませんが、今後普及するに当たりましては、一つの検討課題と認識しているところでございます。

以上でございます。

○11番（渋井由放） 了解しました。

○議長（中山五男） では、質疑なしと認めます。これで……、小川正典議員。

○6番（小川正典） すいません、7条の3の（1）はよく分かるんですけども、（2）、指導及び指導の措置を設けることというふうに規定してございます。そうしますと、先ほどから問題になっています29条の7で耐震ブレーカー、感震ブレーカーというんですかね、こういうものは普及促進とこういうことになっていますけども、実際7条の3の（2）で言っている自動で切れる装置を設けるというのは具体的に書いておりませんけれども、この辺とこの感震ブレーカーは努力義務となっていますけど、この辺の、基準にならなければ設けなきゃいけないということとこの努力目標というのは何が違ってくるのか、本当に安全をこれで確保できるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 予防課長。

○消防本部予防課長（栗田祥夫）　まず、7条の（2）に関しましては、簡易サウナについて自動で切れる装置、それをつけなきゃいけないという規定でございます。具体的に言うと、熱源で切れるものというのはヒューズがございまして、このヒューズを機械の中でつけなさいよというのが、こちら7条の規定でございます。まきに関してはヒューズは当然つけられませんので、代替として消火器を設置することで認めますよというのがこちら7条でございます。これはもう義務となつてございます。

29条の7、住宅用の感震ブレーカー、こちらはあくまでも義務ではなく努力義務ということになってございます。実際のところ、なかなか認識として、感震ブレーカーが地域住民の方に認識として伝わっているかという、なかなか消防のほうでも周知不足のところもございしますが、まだまだなところがございます。今後はまだ分かりませんが、今回新規で条例のほうに規定されまして努力義務ということで、今後消防のほうでも周知のほうに努めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川正典）　了解です。

○議長（中山五男）　そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事

務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 （議案第4号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第6、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第4号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那須南病院は、南那須医療圏の唯一の一般病床を有する医療機関として多くの入院患者を受け入れてきましたが、近年は人口減少に伴い入院患者数も減少し、空きベッド数が多く見受けられる状況になっております。また、栃木県地域医療構想では、少子高齢化に伴う医療需要に対応した医療提供体制を構築するため、慢性期病床から地域で不足している回復期病床への転換を促進しております。

このようなことから、当院においても、療養病床から地域包括ケア病床に転換するとともに、病床数の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、病院総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 議案第4号 病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の後ろに添付されている参考資料をご覧ください。

1の病床利用状況ですが、1日当たりの入院患者数は、平成30年度は約128人でしたが、その後減少傾向にあり、近年は120人を下回る状況が続いておりますので、現在の1

50床から20床削減し130床改正へ適正化するものであります。患者数の実態に合わせた病床規模とすることで、医療資源を効率的に活用したいと考えております。

2に機能別病床数を載せてございます。現在の病床構成は、慢性期の病床が50床、急性期の病床が100床で運用しております。今後は、慢性期病床を廃止し、回復期病床へ転換する方向で改変いたします。

この見直しは栃木県の地域医療構想において示されている、少子高齢化に伴う医療需要の変化への対応と整合するものであります。栃木県では、慢性期病床から地域で不足している回復期病床への転換を推進しており、当院としましては、地域包括ケア病床への転換を進めることで地域の医療需要に応える体制を構築してまいります。回復期の地域包括ケア病床とは、急性期治療を終えた患者様や、在宅や施設で療養中に緊急入院が必要になった患者様に対し、在宅復帰に向けた支援や準備を行うための病床となります。

なお、今後、病床機能の変化に柔軟に対応できるよう、今回の改正では、一般病床、療養病床といった医療法上の病床区分を明記しておりません。

3の施行日につきましては、令和8年3月1日としております。これは、病床削減に対する交付金の活用を予定しており、交付金の要件である年度内の病床削減を確実に行うため、かつ入院料の算定は月単位であることから、病床転換の実績を最も効率的にくみ上げられる日付である月の初日としたものです。

今後、入院料算定の要件であるリハビリの実施単位や在宅復帰率等の設置基準がクリアでき次第、病床転換の変更の届出をしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） 条例を改正するに当たって、一般病棟と療養病棟、現行だと100床と50床。今回はそれを明記しないということでございますが、例えばですけれども、一般病棟が満床になっちゃった場合、例えば回復とか療養病棟のほうのベッドも使えと、柔軟にベッドをやり取りできるような構造というか、そういうふうにしたということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 今後につきましては、一般病棟と回復の地域包括ケア病棟という形に移行する予定でございます。療養病棟は今後廃止に向けていく予定になっております。

通常、一般病棟からもちろん退院する方もいらっしゃいますけれども、まだすぐに退院するには不安がある方、リハビリが必要な方を地域包括ケア病棟に一度移っていただいて、リハビリをしてから在宅とか施設に戻っていただくというような病棟となっております。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 質問は、要するに、ベッドがいっぱいなっちゃったと、一般病棟の。そのときに、回復包括ケアのほうのベッドを使うことが可能なのかということです。また逆に、一般病棟のほうが空いているときに、回復期の地域包括ケアというところのベッドがいっぱいになってしまったら、一般病棟のほうのベッドも使えるのか、相互のやり取りができるベッドになっているのかどうかということを確認したいです。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 今までよりは柔軟に対応ができることと考えております。

○2番（堀江清一） 了解しました。できるということですね。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 参考資料がありまして、機能別病床数というのがあるんですね。それで、慢性期の50床を改正後は34床にしますよということなんだけども、その右側にさらに病床転換後というのがあって、慢性期が0で、回復期、急性期の、包括ケアのほうに34床を移しますよと、こういうことなんですけど、これは分かるんですけども、今回の改正は、一般病床だから、療養病床はなくすわけですよ。そうすると、改正後は一番右の図になるという理解でよろしいんですよね。そうじゃないと、回復期が2倍というとおかしなっちゃうので。

問題は、これまでいわゆる慢性期ということで50床あったんですが、そういう患者さん

は、適切に安全に他の医療機関やこういう施設等に問題なく移行できるというような考え方で、なおかつ南病院の病床については、地域包括ケアも含めて柔軟に、また有効に機能を果たしていくというような理解でよろしいのでしょうか。この点、もう一度確認していきたいと思います。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） まず、条例の病床区分の記載の仕方なんですが、条例においては、特に一般病床ですとか療養病床を記載しなければいけないという規定はございません。ですので、今までは一般と療養という区別で載せていたんですが、これからはその区別をなくして、今後、柔軟に、一般病床を、仮にですけども、全部130床にすることもできますし、地域包括ケア病床を130床にすることができるので、その都度条例改正をしなくても済むような形で……。

○7番（平塚英教） 条例は分かったんですけど、機能別病床数というのが2段階になっているので、非常に分かりづらいので。

○病院総務課長（津久井友江） 今回の改正においてはまず、改正後という数字だけになります。130床にするという改正でございます。今後、転換後というのは、一応当初予算上は8月をめどに病床転換をしたいと考えております。ただ、8月というのはあくまでも目標というか、できればその前に早い段階で転換をしたいとは考えております。

以上です。

○7番（平塚英教） なおかつ、慢性期の方は、さっき言ったように、安全、適切に、患者さんの意向も踏まえて、他の医療機関やそういう施設に移行していただけるということは大丈夫でしょうかという。

○議長（中山五男） 病院長。

○病院長（森成正人） 病院長の森成と申します。ご質問ありがとうございます。

慢性期に関しては、療養病棟が今50床ありますが、この療養病院というのは国策からかなり外れているという状況もあって、なかなか今後、運営が厳しくなっていくと思います。

なので、療養が必要な方については、この辺りでいいますと高野病院さん、菅又病院さん、高根沢中央病院さんをお願いするという形になるんですけども、正直、ますます厳しくなる中で、それらの病院にもちょっと頑張っていただきたいというかが一番のキーになるかなと思っているんですけど、そこもかなり厳しくなるかなというふうに予想していますが、今のところはお願ひする手だてはとっています、スムーズに移れるように。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○7番（平塚英教） まあ、はい。安全、適切というのだけ願ひします。

○議長（中山五男） 4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 今回の療養、回復期の療養、これ、34床ということで、今までゼロだったリハビリテーションを今度は34床というわけで、この訓練機能をする技師は、今まではゼロだったのが34床入るわけですね。この技師の確保というのはどのようなになっているんでしょう。これから技師の確保。今までこれはなかったわけですから、新しくやるわけですから、技師の確保というのはどのようなになっているのかお伺ひします。

○議長（中山五男） どうぞ。

○病院総務課長（津久井友江） 病床がゼロだったわけではありませんで、リハビリが必要な患者様というのは、外来でも入院でも今いらっしゃいます。ですので、リハビリの職員は現在7名、育児休暇の者も含めて7名在籍しております。今後、地域包括ケア病床に転換するに当たりまして職員の募集をしましたところ、応募がありまして、来年4名採用することが決まっております。

○議長（中山五男） 了解いただきましたか。

小川議員。

○6番（小川正典） 1点。20床減らします。これの有効活用はどういうふうにお考えになっているのか、このことについてお伺ひしたいと思います。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 病床転換後のお部屋なのですが、2階の病棟でまず4部屋空くことが決まります。そうしましたところ、リハビリ室を2部屋、リハビリのスタッフルームが1部屋、また、看護師とか医師との面談室を1部屋、有効活用しようと思っております。また、4階病棟につきましては、1部屋空きますので、そちらは職員の休憩室のほうに使う予定としております。

以上です。

○6番（小川正典） 了解です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

川俣議員。

○10番（川俣義雅） 先ほど病院長のほうから、慢性期のベッドというものは経営が厳しくなるんだという話がありましたね。そういうことで、本来的には長く入院したほうがいいという、そういう患者さんもいるわけですから、そういう患者さんも、それから回復を待って自宅になるべく早く戻ってもらうというそういう方も、いろんな方が入院していて、それが理想ではないかなと私なんかは思うんですけれども、そうすると経営が厳しくなるというのは具体的にどういったことなんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（中山五男） 病院長。

○病院長（森成正人） まず、全国的に見ましても、救急車が入る急性期病院と療養病院が併設しているというのはほぼないといえますか、探せない、そのぐらないレアな状況が今ずっと続いているといった状況です。

療養病院、療養病棟に入院している方というのは、以前は、動けなくてうちで介護は大変で、施設とちょっとかぶっているといえますか、おうちではなかなか介護ができないというような方が入院していて、そこに診療報酬がついていたんですけれども、だんだんこれが厳しくなってきました、要は、在宅へ戻そう、病院に寝たきりの人を入院させておくのはやめようという国策がまずあります。

そのために、本当に医療を必要とする人、介護は病院ではいられないといえますか、特殊

な医療を必要とする方ないし特殊な病気、変性疾患の方しか基本的には入院させられない。その条件を満たさない方が入院すると、診療報酬を渡さないというような基準がだんだんきつくなってきて、入院できるレベルに病気が行かないと、ただの寝たきりではお金をあげられない、診療報酬はあげられないというような仕組みがだんだんきつくなって、その縛りの結果、療養病棟に適応する患者さんが集まらないといった状況ですね。

ですから、動けない患者さんが増えてきた、減ってきたというよりも、基準が厳しくなってきた、2年に1回の診療報酬改定で入院できる基準が厳しくなってきた、それを満たす患者さんがますますいなくなってきたというところです。もし仮に入院したとしても、ここに出しています地域包括ケア病床と比べて非常に診療報酬が安い、半分とか半分以下で入院させてお世話なさい、医療が必要な方も値段はそこまでしか出せませんというような形になっているので、非常に経営上は苦しい、療養病棟を持っていると。そういったところで転換ということになります。答えになっていたか分かりませんが。

○議長（中山五男） 川俣議員。

○10番（川俣義雅） 国の政策でなかなか経営が厳しくなっているということだと思うんです。何か最近の記事だと思うんですけども、病院の約7割が赤字経営ということで、そういう国の政策によってこの那須南病院も、本来ならば、病院の改築、新築かな、要するに、直さなければならぬのを、その計画をストップして、経営もいろいろ、なるべく診療報酬をたくさんもらえるように変えていこう、無駄ということではないんですけども、安いものについてはなるべく少なくしていこうという、そういう苦肉の策ではないかなというふうに思うんですね。

私たち那珂川町議会としては、那須南病院への通院患者、それが、那須烏山市に比べて比較的非常に少ないんですね。そういうこともあって、町が今行っていますデマンドタクシーを直接病院まで来れるようにとか、そのほかの手段もあると思うんですけども、通院したいという、そういう人たちをなるべく病院まで今までよりもたくさん来れるようにしたいというふうに思っていますけれども、病院としても全国で経営が厳しくなっているのはもう明らかなんですから、診療報酬をもっと上げてもらうようにたくさん運動してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 組合長、答弁。

○組合長（川俣純子） ありがとうございます。診療報酬がほとんど20年近くあまり上がっていなかったのがこの原因だと思います。日本中が物価高騰を抑え過ぎてしまって、急に上がってしまったというのが原因だと思います。医療関係のほうはもちろん要望はさせていただいておりますし、違う意味でも政策的なものでも応援させていただいて、今回は要望書が大分上がる予定になっています。ちょっとご質問があるのであまり話せないんですが、そういうことになっておりますので、その辺は計画ができると思います。

先ほど言われた医療報酬もちろんですが、病床数に関しても減らすことでお金が出るという、そういうのが出てきています。要するに、那須南病院は減らしますが、長期的なものでも受け入れている病院では、それはそれで受け入れられるという。また、施設が増えていますので、そういうところで受け入れてもらったりとか、いろんな役割分担が大分できてきたのかなと思っておりますので、決して患者様を無理やり追い出すようなことはしませんので、その辺のことはご理解いただければありがたいと思います。

診療報酬のほうの引上げは毎回要望はさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（中山五男） 川俣議員、ご理解いただけましたか。

○10番（川俣義雅） はい。

○議長（中山五男） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第４号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

【休憩】（午前１１時０９分）

【再開】（午前１１時１９分）

○議長（中山五男） 全員おそろいですので、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

◎日程第７ （議案第５号）令和７年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第３号）の議決について

◎日程第８ （議案第６号）令和７年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について

◎日程第９ （議案第７号）令和７年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第２号）の議決について

○議長（中山五男） 日程第７、議案第５号 令和７年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第３号）の議決について、日程第８、議案第６号 令和７年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について及び日程第９、議案第７号 令和７年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第２号）の議決についての３議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました議案第5号、第6号、第7号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について、概要を説明いたします。

本案は、補正予算書1ページの第1条のとおり、歳入歳出をそれぞれ4,484万7,000円増額し、予算総額を28億381万5,000円とするものです。

補正の内容は、補正予算書2ページのとおり、歳入に関しては、分担金及び負担金について、地方交付税算入額の確定等により503万円を増額。使用料については、斎場使用料10万円を減額。財産収入については、基金利子により340万4,000円を増額。繰越金については、前年度繰越金の確定により3,661万3,000円を増額。諸収入については、ごみ処理に係る資源物売払い・受託事業収入により500万円を増額。組合債については、消防債・脱炭素推進事業債の確定により510万円を減額するものであります。

歳出に関しましては、総務費について、給与改定及び人件費の精査・財政調整基金への積立てにより1,962万円を増額し、衛生費については、病院事業会計負担金の精査・病院事業整備基金への積立て、保健衛生センター職員の給与改定及び人件費の精査・保健衛生センターの不用額精査・保健衛生センター施設整備基金及び一般廃棄物処理施設整備基金への積立てにより1,176万9,000円を増額するものであります。消防費につきましては、給与改定及び人件費の精査・消防施設整備費の財源振替により1,345万8,000円を増額するものであります。

続く議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、議案第5号の歳入で説明しました地方交付税算入額の確定等に伴い、負担金の額及び負担の方法を変更するもので、組合規約13条第2項の規定により議決を求めるものであります。

続きまして、議案第7号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、今年度予定しておりました病院整備基本計画策定につきまして、財政状況を鑑み、まずは経営改善を最優先として取り組むため、業務を延期いたしましたことにより、資本的収入及び支出をそれぞれ3,007万4,000円減額するものであります。

経営状況は依然として厳しいものがありますが、施設・設備の老朽化は進んでおり、修繕費用などの支出は年々増加し、将来にわたり、地域住民が安心して医療を受けられる環境を整えるため、また、医師等の医療従事者の確保のためにも、基本計画の策定については早急

に開始したいと考えております。

以上議案第5号、第6号及び第7号の概要でございました。

議案第5号、第6号の詳細につきましては、管理課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りたく、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、私のほうから議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決及び議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担方法の変更について、詳細を説明申し上げます。

まず初めに、今回の補正予算については、年度末を迎え、市町の負担金や基金の利子、組合債等の各債務の確定を踏まえ、歳出における給与改定に対応しつつ、人件費や不用額を精査しながら基金の積立てを確定するといった調整を行い編成したものであります。

予算といたしましては、先ほど組合長から話がありましたが、1ページ目の議案書から2ページ目が第1表、歳入歳出予算の補正、3ページ、こちらが第2表、繰越明許費及び第3表、債務負担行為の補正、4ページ目、第4表の地方債の補正となります。5ページ目以降は、説明書として、歳入歳出事項明細書、給与費の明細書、債務負担行為支出額の調書、地方債現在高の調書を付してございます。

では、順を追って説明申し上げます。まずは予算でございます。改めて2ページ目、第1表、歳入歳出予算をご覧いただきたいと思います。組合長から説明がありましており、歳入歳出それぞれ4,484万7,000円を増額し、予算総額を28億381万5,000円とするものであります。

3ページ目、第2表、繰越明許費は、1番目の汚泥再生処理センター建設合意支援業務について、資源化方式の見直しや反対陳情対応に伴う事業の進捗を踏まえて令和8年度まで繰り越すものでございます。2番目の救助工作車更新事業については、車体の生産が遅れたことで、今年度納品が不可能となり、繰り越すものでございます。3番目の既存救助工作車車載の通信機器移設も併せて繰越しをさせていただきます。

第3表、債務負担行為の変更。こちらはご案内の、敦賀市民間最終処分場に係る訴訟事務委託料について、事項名を改めたものでございます。この訴訟は令和7年6月、7月をもって第3審、上告審が終了し、その後、差戻し控訴審が開始されました。11月、1月と差戻

し控訴審の口頭弁論が行われましたが、決着に至らず、令和8年度も継続ということになったため、改めて計上いたしたものでございます。

続きまして、4ページ目、第4表、地方債補正でございます。こちらは救助工作車の更新、それとLED化の改修工事の関連で、事業費の確定、起債協議の確定に伴いまして、組合債を510万円減額補正するものでございます。なお、補正のない既存救助工作車の通信機器移設については、この表から外れてございます。

続いて、補正予算に関する説明書について、5ページから10ページにかけてが歳入歳出補正予算の事項説明明細書となっています。

6ページ目の歳入から順を追って説明申し上げます。ご覧ください。1款1項負担金でございます。那須烏山市に算入される地方交付税、その広域行政分の確定に伴いまして、2目衛生費負担金における病院負担金が1,108万3,000円の増、し尿処理負担金が5万4,000円の増というふうになりました。それに対しまして、ごみ処理負担金、こちらは653万6,000円の減となっておりますが、こちら、交付税の増減もありましたけれども、これからご説明します歳出、施設整備におけるごみ処理施設の長寿命化検討支援業務委託料の減、こちらの653万4,000円によるところがこの減につながっております。3目消防費負担金、こちらは42万9,000円増ですが、こちらも交付税によるものです。

2款1項使用料、こちらは利用減を踏まえて斎場使用料を10万円減額いたしてございます。

5款1項財産運用収入は、3目利子及び配当金について、組合に設置する4つの基金、財政調整基金、保健衛生センター施設整備基金、一般廃棄物処理施設整備基金、病院事業整備基金、これらにおける預金債権の利子収入の増分340万4,000円を補正するものでございます。

8款繰越金では、前年度繰越金からこれまで未計上分でありました3,661万3,000円を計上いたしてございます。

9款1項雑入は、資源物売払収入の増100万円を、また、那須塩原市のごみ処理施設の改良に伴うごみ処理を受け入れた、そのことに伴う受託収入を400万円見込んでございます。

10款1項組合債は、事業費確定及び起債協議の進捗に伴い、1目消防債、救助工作車更新について10万円、2目脱炭素推進事業債、LED化改修工事について500万円を増額するものでございます。

続きまして、8ページ以降の歳出でございます。2款1項総務管理費は、1目一般管理費について、2節給料、3節職員手当等、4節共済費といった人件費等の精査により、目全体

で436万円を減額いたします。2目財政管理費は、基金利子及び歳出精査額をもとに財政基金2,398万円を積み立てさせていただきます。

3款1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費にて病院事業会計負担金における施設整備分3,007万4,000円を減額し、この減額分及び交付税の増分、そして基金の利子分をもとに4,123万8,000円を病院事業基金に積立てをいたします。2目斎場費は、LED化改修工事、組合債の関係で310万円の財源振替を行います。

同じく3款2項清掃費では、1目清掃総務費について、人件費精査に加え、24節の積立金においては、基金利子及び歳出精査額をもとに、保健衛生センター施設整備基金1,909万2,000円の積立てをします。2目し尿処理費は、LED化改修工事に係る80万円の財源振替でございます。また、3目ごみ処理費は、人件費精査に加え、10節需用費の光熱水費を500万円、12節委託料の処分委託料、こちらを600万円へ減額するという精査を行います。4目一般廃棄物処理施設整備費は、給与改定に伴う増額の人件費精査に加え、12節委託料は令和7・8年度の継続費でありましたごみ処理施設長寿命化検討支援業務について、誤って2か年分を計上していたものを1年分に改め、653万4,000円減額とさせていただきます、24節の積立金は基金利子をもとに、一般廃棄物処理施設整備基金259万9,000円を積立てというふうにいたします。

10ページは4款1項消防費でございます。1目消防総務費は、栃木北東地区市の消防通信指令事務協議会負担金の確定に伴う減もありますが、給与改定に伴う増額、人件費の精査によって目全体で1,345万8,000円の増額となります。2目消防施設整備費は、救助工作車更新に係る組合債の精査のため、10万円の財源振替を行うものでございます。

11ページから17ページにかけては、給与改定及び人件費精査に係る給与費明細書というふうになってございます。説明は割愛させていただきます。

18ページ目、こちらは債務負担行為に係る支出調書となっております。債務負担行為の予算でもご説明しましたとおり、令和8年度も継続することが決まったため、改めて付させていただきました。

19ページ目、地方債に係る現在高調書です。地方債の予算及び歳入、組合債部分で説明したとおり、救助工作車の更新、LED化改修工事の関連で額を補正し、付したものでございます。

ここまでが議案第5号の説明となっております。

続いて、議案第6号をご覧いただきたいと思います。議案第6号でございます。負担金は、今回の補正で503万円の増となり、総額は24億7,297万2,000円となりますが、これは交付税の増減及び先ほど申し上げました誤って2か年度を計上していたごみ処理施

設長寿命化検討支援業務の減によります。このため、那須烏山市については758万2,000円の増、那珂川町は255万2,000円の減となったものです。この旨が、参考資料のほうに変更額のところで記載してあるところでございます。

以上、議案第5号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）並びに議案第6号 令和7年度負担金の額及び負担方法の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、会計名及びページ数をお示しいただきたいと思います。質問のある方はどうぞ。

7番、平塚議員。

○7番（平塚英教） まず、議案第5号の南那須地区広域行政事務組合の一般会計の精査について質問いたします。説明で大体分かったんですが、9ページのごみ処理費の需用費とか委託料が大分三角になっていますよね。これはごみが年間、予定したよりも減ったということで減額になっているんでしょうかね。これが1点です。

2点目は、議案の第7号でございまして、3ページの業務活動による委託料というのがありまして、この中で看護師確保経費というのが1,960万8,000円減額になっております。その理由について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 今ご質問いただきましたごみ処理費の需用費、委託料の減額についてのご質問だと思います。

まず、需用費の光熱費につきましては、単純に当初予算よりも、今後を見据えて余分なものが、金額があるということで減額をしています。委託料の布団、不燃物残渣、焼却灰処分、これについては、契約した段階で金額が当初予算より……。

〔「よくないのは」の声あり〕

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ということでの実績に基づいて

減額するということでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） それでは、病院事業会計補正予算書のキャッシュフロー、ページ3 ページのご質問についてなんですが、まず、こちら、現金の流れを示すものなんですが、先ほどご質問で看護師確保の経費が減額というお話がありましたけれども、おっしゃっていたのは多分、1 の下のほうが減額になっておりまして……。

○7 番（平塚英教） ああ、そうだ、ごめんなさい。段がずれていました。

○病院総務課長（津久井友江） 確保経費は減額にはなっておりません。

○7 番（平塚英教） なっていない。長期前受金のもので。
その理由をお願いします。

○病院総務課長（津久井友江） こちらは今回の補正予算では変更になった点ではございません。こちらは1 年間のお金の流れを示すもので、消費税の補正といいますか、今回の補正予算で変わるものは、投資活動に関する事しか変更はしておりません。

○議長（中山五男） よろしいですか。
そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ないようですね。それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決をいたしました。

◎日程第10 （議案第8号）令和8年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について

◎日程第11 （議案第9号）令和8年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第12 （議案第10号）令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業予算
の議決について

○議長（中山五男） では、次の審議に入ります。日程第10、議案第8号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第11、議案第9号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について及び日程第12、議案第10号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました議案第8号、議案第9号及び議案第10号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について概要を説明いたします。

ご案内のとおり、本組合は、保健衛生センター更新について、まずは汚泥再生処理センターの整備を進めながら、ごみ処理の広域化・当面の間の圏域のごみ処理確保、病院施設整備も検討するなど、大規模事業に取り組んでいる最中であります。

一方、近年の日本経済は、コストカット型から経済成長型への移行を期待し、物価高騰対策と賃上げを両立すべく各政策を展開していますが、人口減少の著しい小規模な南那須圏域は、対応に苦慮しているところであります。こうした難しく、厳しい状況の下であります。が、急務の事業について精査の上、当初予算として調製したものであります。

予算書の1ページ目の議案書をご覧ください。第1条のとおり、令和8年度一般会計予算の総額28億4,600万円は、前年度と比較して9,027万円の増額となるものです。

2ページ、3ページが歳入歳出予算です。主なものを説明いたします。

まずは、歳入の根幹である1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金であります。前年度比1億7,323万9,000円増額の26億4,118万1,000円となります。

次に、2款使用料及び手数料は、前年度比38万5,000円増額の4,958万7,000円。3款国庫支出金は、救急車等の更新に伴うもので、前年度比2,894万9,000円減の1,711万3,000円であります。

なお、昨年度は国庫支出金の次に県支出金 5 6 2 万 7, 0 0 0 円、病院群輪番制の運営に係る県補助金がありましたが、補助形式の変更に伴い、廃款となりました。

4 款財産収入は、前年度比 9 9 万 3, 0 0 0 円増額の 4 2 7 万 7, 0 0 0 円。6 款繰入金は、前年度比 3 7 万 4, 0 0 0 円減の 4, 0 0 0 万円。7 款繰越金は、前年度と同様 5 0 0 万円。8 款諸収入は、前年度比 6 8 0 万 3, 0 0 0 円増額の 2, 1 3 4 万 1, 0 0 0 円です。

9 款組合債は、前年度比 5, 6 2 0 万円減の 6, 7 5 0 万円ですが、これも国庫支出金同様、救急車等の更新に伴うものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、1 款議会費は、前年度比 4 3 万円増ですが、これは隔年で実施される議員視察研修によるものであります。2 款総務費は、人事院勧告に伴う人件費増などにより、前年度比 2 3 5 万 6, 0 0 0 円増の 1 億 1, 7 8 1 万 2, 0 0 0 円。3 款、衛生費は、病院事業への負担金・補助金のほか、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費などの運営経費と一般廃棄物処理施設整備に係るもので、前年度比 5, 8 5 6 万 1, 0 0 0 円増の 1 6 億 4, 5 7 9 万円です。増額の主な要因は、病院事業への補助金増に加え、斎場空調機のリースによる更新を計上したものであります。

4 款消防費は、人件費増により、車両整備計画に基づく救急車 2 台の更新によって、前年度比 2, 7 7 0 万 3, 0 0 0 円増の 1 0 億 6, 5 7 0 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

5 款公債費の前年度比 1 2 2 万円増は、令和 6 年度借入れの災害対応無人航空機 1 件の元金償還の開始等に伴うものであります。

全体として、人件費や物件費、補助費の上昇を踏まえ、斎場空調機は歳出の複数年度化によって、また、救急車更新は国庫補助金や交付税措置のある起債の活用努めるなど、予算総額の伸びを抑えた予算としています。

続いて、議案第 9 号 令和 8 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、関係市町の負担金の額及び負担の方法について、組合同約第 1 3 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 1 0 号 令和 8 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、全国の医療機関において、物価高や人件費の上昇の影響を受け、非常に厳しい経営状況が続いております。特に地域医療を担う自治体病院の約 8 割は赤字経営となっております。那須南病院においても経営は厳しく、令和 7 年度は新病院の整備計画を一旦保留とし、経営改善を最優先に取り組むこととしており、地域の医療需要の変化に対応するため、病床数の削減と慢性期機能の病床から回復期機能の病床への転換と、大きな決断をしたところ

であります。

そのような中、令和8年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万2,705人、外来で8万43人を見込み、その確保に全力を傾けてまいります。次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業費用をそれぞれ34億2,800万円とするものであります。前年度に比べて約2.9%、9,800万円の増となっております。また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を1億9,659万7,000円、資本的支出を2億8,425万3,000円とし、収支不足額の8,765万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上概略の説明を申し上げましたが、那須南病院は、本地域で唯一の2次地域救急医療を担う病院群輪番制病院であり、本地域に欠くことのできない病院であることを十分にご理解をいただき、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、議案第8号及び議案第9号については管理課長から、議案第10号については病院総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、私から、議案第8号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について及び議案第9号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、詳細をご説明申し上げます。

まずは、一般会計の予算書をご覧になっていただきたいと思います。冊子になっていたと思います。第1ページ目をご覧いただきたいと思います。1ページ目が議案書となっております。めくっていただきまして、2ページ、3ページ目は、議案第1条に係る第1表、歳入歳出予算。めくっていただきまして、4ページ目が、第2表の債務負担行為及び第3表地方債となっております。ここまでが予算というふうになってございます。5ページ目以降は、予算に関する説明書として、歳入歳出事項別明細書、給与費明細書、継続支出額の調書、債務負担行為額の調書、地方債現在高の調書、市町の負担金の明細書という順でとじてございます。

では、改めて順を追って説明いたします。まずは予算について、2ページ、3ページの議案第8号に係ります第1表、歳入歳出予算をご覧いただきたいと思います。先ほど組合長の

ほうから説明がありましたとおり、総額28億4,600万円となったものでございます。
全体像については、組合長からご説明を頂戴しました。

めくっていただきまして、4ページ目です。この上段の部分、これは議案第2条に係ります第2表、債務負担行為でございます。ここでは、斎場の空調機を更新するために、令和8年度中に空調機を更新いたしまして、その半年分を令和8年度中に賃貸借し、その後、引き続いて令和9から12年度の4年間及び令和13年度に半年分の合計5年間の賃貸借の予定として、令和9年度以降分について債務負担行為を新設するものとなっております。

4ページの下段、議案第3条に係る第3表地方債でございます。こちらは走行距離、稼働時間がかさみまして老朽化により安全性が危ぶまれる那須烏山署及び那珂川署の救急車各1台及び救急車に係る資機材について、限度額6,750万円の範囲内で消防施設整備に係る複数の起債を充てて更新しようというものでございます。

続きまして、予算に関する説明書についてでございます。5ページ目から、歳入歳出事項別明細書となります。5ページ目をご覧ください。総括表でございます。歳入歳出について款別に額、前年度の額との比較等を載せたものでございまして、先ほど組合長からご説明を頂戴したものでございます。

6ページ目をご覧ください。ここから歳入となっております。1款1項負担金、こちらは組合の歳入の根幹であります市町の負担金であります。1目総務費負担金は、事務局の運営経費に係るもので、前年度より442万2,000円増の9,925万6,000円とするものでございます。2目衛生費負担金は、那須南病院の運営、在宅当番医等の救急医療対策、斎場運営に係るもので7,773万2,000円増の15億5,267万円。3目消防費負担金は、南那須地域の常備消防に係るもので9,108万5,000円増の9億8,925万5,000円とするものでございます。

これらの増減の主な理由でございますが、ご案内のとおり、賃上げ・物価高騰等に対応するため、大多数の負担金が増となりました。1目一般管理費負担金は、議会費、総務費といった歳出上の増に伴うもので、2目衛生費負担金における1節保健衛生費負担金は、特に那須南病院に係る病院負担金の7,103万円増によるところが大きいものでございます。2節清掃費負担金は、経費増に対し収入が減少したし尿処理負担金で1,240万6,000円の増となり、ごみ処理手数料、資源ごみ売却等の収入が増えたごみ処理負担金のほうは、786万円の減、一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は前年と同額となっております。3目消防費負担金は、人件費に加え、栃木北東地区消防通信指令に係る負担金の増によるところが大になってございます。

2款1項使用料は、斎場使用料について、利用の減少傾向を踏まえ、730万円にとどめ

ました。2 項手数料は 1 目衛生手数料にてし尿処理手数料を減とし、ごみ処理手数料においては、事業系ごみの搬入量の増を見込み、5 8 万 5, 0 0 0 円増の 4, 2 0 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。2 目消防手数料は危険物施設設置許可手数料として前年同額の 2 0 万円とするものです。

3 款 1 項国庫補助金は、救急車の更新に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金を 1, 7 1 1 万 3, 0 0 0 円として見込んでございます。

7 ページをご覧ください。4 款 1 項財産運用収入は、1 目財産貸付収入について、自動販売機及び広域行政センターへの施設賃貸料を見込み、2 目利子及び配当金については、本組合の設置する財政調整基金、保健衛生センター施設整備基金、一般廃棄物処理施設整備基金、病院事業整備基金の 4 基金につき、利子収入を見込んだものでございます。特に一般廃棄物処理施設整備基金については、国債及び地方債に係る 4 0 0 万円の利息を見込みました。

4 款 2 項財産売払収入及び 5 款 1 項寄附金については、それぞれ科目存置の 1, 0 0 0 円を計上いたしました。

6 款 1 項基金繰入金は、人件費や物件費といった歳出増について、市町負担金の増を抑制するため、1 目財政調整基金及び 2 目保健衛生センター施設整備基金、その繰入金について、それぞれ 2, 0 0 0 万円を充てました。

7 款 1 項繰越金は、令和 7 年度の歳入歳出状況を踏まえ、前年度同額の 5 0 0 万円といたしました。

8 ページをご覧ください。8 款 1 項、雑入でございます。1 目過年度収入及び 2 目弁償金について、科目存置 1, 0 0 0 円を計上。3 目雑入については、資源物等売払収入の増や、大宮地方環境整備組合のごみ処理受託収入を見込み 6 8 0 万 3, 0 0 0 円増の 2, 1 3 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

9 款 1 項組合債は、救急車 2 台の更新に当たり、車体本体及び資機材に係る消防施設整備事業債 6, 7 5 0 万円を見込みました。令和 7 年度の脱炭素推進事業債はそのままです。

8 ページの一番下、廃款廃項の県補助金は、昨年度まで一般会計に存在をした病院群輪番制病院運営事業費補助でございました。こちらは制度改正により、病院のほうに直接支払うということになったため廃止するものでございます。

続いて、9 ページから歳出となります。1 款 1 項議会費は、組合議会の議員報酬、事務経費となります。令和 8 年度は隔年実施の議員視察研修を見込み、4 3 万円増の 1 8 2 万円とするものです。

9 ページ下段から 1 2 ページにかけて、2 款 1 項総務費です。1 目一般管理費は、正副組合長等の報酬や総務管理に係る職員人件費、事務経費を含んでおり、情報公開個人情報保護

審査会の経費や人事給与システムの機能追加等により、229万9,000円増の1億1,487万1,000円とするものです。

11ページ下段から2目財政管理費、こちらは予算書等の印刷代、公会計システムの保守・リース料等を見込んでおり、システムのクラウド化対応等のために5万7,000円増の284万1,000円とするものでございます。

12ページの中段、2款2項監査委員費。こちらは監査委員2名分の報酬であり、昨年度と同額10万円でございます。

その下、3款1項保健衛生費は1目保健衛生総務費について、救急医療対策に係る在宅当番医制事業、病院輪番制病院運営事業、小児救急医療拠点病院運営事業及び那須南病院に対する負担金、補助金を見込んでございます。特に那須南病院に対しては、企業債償還の減等により負担金は減となったものの、地域医療確保経費の増等補助金は増額となりまして、6,527万2,000円増の8億950万円とするものでございます。2目斎場費は、斎場の管理運営に要する経費であり、令和8年度からは、空調機の更新に係るリース料を見込んでおります。目としては、昨年度のLED化改修工事の終了等により929万3,000円減の4,711万5,000円となります。

13ページの中段から3款2項清掃費でございます。1目清掃総務費は、衛生センターの人件費・事務経費を見込み、人件費増により74万7,000円増の3,978万2,000円とするものです。

14ページの下段から2目し尿処理費は、新たに3年に一度の精密機能検査や高分子凝集剤自動溶解装置の更新工事を見込み、658万7,000円増の1億6,619万5,000円とするものです。

15ページの下段から、3目ごみ処理費は、ごみ処理に係る職員及び会計年度任用職員の人件費、薬剤、処理委託料、施設修繕料、定期改修工事等の管理運営費を見込み、し尿同様に3年に一度の精密機能検査を新たに予定しております。今後の長寿命化工事を踏まえ、431万1,000円増の4億6,522万5,000円とするものです。

17ページの4目一般廃棄物処理施設整備費は、担当職員の人件費や令和7・8年度の継続事業でありますごみ処理施設長寿命化検討支援料、一般廃棄物処理施設整備基金積立見込み1億1,698万3,000円といたしました。

18ページ上段は、敦賀市民間最終処分場対策費について、差戻し控訴審の口頭弁論の費用等99万円を見込みました。

18ページ中段から4款1項消防費は、1目消防総務費について、消防職員の人件費をはじめ、消防署、車両などの維持経費、各種の手数料、負担金等と見込んでおり、人件費増に

加え、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の増により、8,389万3,000円増の9億6,949万9,000円にするものでございます。21ページをご覧ください。消防施設整備は、救急車2台及び資機材を更新するもので、9,620万5,000円を見込みました。救助工作車を見込んだ昨年度からは5,619万円の減となります。

5款1項公債費は、1目元金について、組合債3件の償還を見込み、78万2,000円増の918万2,000円とし、2目利子は、組合債7件に係る利子69万1,000円としました。3目公債諸費は、手数料1,000円を計上したものです。

6款予備費は、前年度同額の500万円といたしました。

以上が一般会計歳入歳出の詳細です。

22ページから29ページが、給与費明細書、30ページは債務負担行為に係る調書、31ページは地方債に関する調書、32ページは負担金明細書となります。こちらの説明は割愛をさせていただきます。

なお、参考資料として、別冊、令和8年度一般会計当初予算の概要を配付いたしました。参考としてご覧いただきたいと思います。

続いて、議案第9号でございます。議案をご覧ください。令和8年度の市町の負担金の額及び負担の方法についてでございます。2枚目のA4の横表をご覧くださいと思います。この表は、一般会計当初予算の1款分担金及び負担金の詳細となるもので、先ほどの予算に関する説明書33ページの負担金明細書と同じものとなっております。那須烏山市の負担金の合計は、地方交付税を含め17億1,136万1,000円となり、令和7年度当初に比べ9,182万8,000円の増となりました。那珂川町の負担金は9億2,982万円となり、令和7年度当初に比べ8,141万1,000円の増となりました。負担金の合計は26億4,118万1,000円となり、令和7年度当初に比べ1億7,323万9,000円の増額となったところです。

以上、議案第8号 一般会計の予算及び議案第9号 令和8年度負担金の額及び負担の方法について詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） お昼を過ぎたところなんですが、病院事業会計の説明もさせていただきますので、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（中山五男） では、総務課長。

○病院総務課長（津久井友江）　　続きまして、議案第１０号　病院事業会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書１ページをお開きください。第１条は総則、第２条は業務の予定量を定めるもので、病床数が前年度より２０床削減し１３０床に、年間患者数が入院は前年度より６,５７０人減の４万２,７０５人、外来は前年より５５５人増の８万４３人を予定しております。主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として９,６１９万６,０００円、施設整備事業として３,４５１万８,０００円を定めるものであります。

次に、第３条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、事業費用それぞれ３４億２,８００万円とするものであり、前年度に比べ約２.９％、９,８００万円の増となっております。

２ページをお開きください。第４条は資本的収入及び支出の予定額となります。収入を１億９,６５９万７,０００円、支出を２億８,４２５万３,０００円とし、収支不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。第５条は企業債の限度額、第６条は一時借入金の限度額、第７条及び第８条は流用に関する事項を定めております。第９条は、一般会計からの補助金の額を、第１０条は棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めております。

予算明細につきまして、説明いたします。２６ページをお開きください。こちらは令和７年度との比較表となります。初めに収益的収入になります。１款１項１目の入院収益につきましては、１５億６,１８７万５,０００円としております。病床を２０床削減したこと、また、一般病床の１人当たりの診療単価の減により、８,２９９万７,０００円の減となりました。なお、病床利用率は９０％を見込んでおります。

２目の外来収益は９億８,９３５万９,０００円で、１６５万４,０００円の減となっております。人工透析患者・訪問看護ステーション利用者分につきましては、増としておりますが、診療実日数が１日減となること、また、内科等の患者数の減により減額となっております。

３目その他医業収益は、１億７７４万９,０００円で、個室を使用した場合の室料差額収益、人間ドック及び診断書等の作成料等を計上しております。増額の要因は、令和７年１２月より個室使用料や診断書等の作成手数料を改正したことによるものです。

次のページになります。４目他会計負担金は１億６,４０９万４,０００円で、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金となります。２項１目の受取利息配当金は預金利息、２目他会計負担金も一般会計からの繰入金となります。高度医療に要する経費は、平成２７年借

入れ分のMR I 装置の償還終了に伴い前年より約1,100万円の減額となりましたが、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費につきまして、基準単価が引き上がる見込みであり、前年度より約3,470万円の増、結果として2,530万9,000円の増となっております。

3目他会計補助金は、一般会計からの補助金となります。院内保育所の廃止に伴い、保育所運営に要する経費約1,800万円は減となりましたが、新たに地域医療の確保に要する経費としまして、基準外で1億6,500万円を繰り入れていただくことになりましたので、合計で1億4,804万4,000円の増となっております。4目補助金は、栃木県からの補助金となります。院内保育所の運営補助金がなくなったことにより減額となっております。5目患者外給食収益は、職員等への食券売払収入、6目長期前受金戻入は、補助金等を財源とした固定資産の減価償却見合い分で現金を伴わない収入となります。

次のページになります。7目その他医業外収益は、自動販売機・売店等の設置手数料のほか、那須烏山市病児保育事業の受託料収入等によるものです。3項1目の過年度損益修正益は科目存置となります。

続きまして、支出につきまして説明いたします。29ページをご覧ください。1款1項1目の給与費は21億4,082万1,000円で、前年度比約3.7%、7,651万8,000円の増となっております。職員数は、前年度当初予算の人数に対し、組合職員は170名で同じですが、内訳としまして、看護師が2名の減、医療技術員が2名の増となっております。また、フルタイムの会計年度任用職員は3名の減、パートの会計年度任用職員は4名の減とするなど人員整理を行い人件費の減を図りましたが、令和7年度人事院勧告に基づく給与・手当の改定により増額となっております。

次のページになります。2目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料、給食費等であり、4億2,883万1,000円となっております。前年度に比べ493万6,000円の増となりましたが、食材などの原材料価格が上昇したことが主な要因となります。

3目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品費、光熱水費、修繕費、委託料などで、5億8,175万2,000円となり、前年度比2.9%、1,638万5,000円の増となっております。消耗品費の節約やLED化による電気料削減により光熱水費が減額となりました。また、院内保育所として使用していた建物について、夜間等の医師の待機部屋として活用したことにより、住宅借上料が削減でき、32ページにあります賃借料も減額となっております。しかし、人件費や物価高騰の影響で、維持業務、清掃業務、給食業務などの委託料が上昇したこと、さらに建物や構築物の修繕費が増加したことにより、経費全体では増額となっております。令和8年度は、放射線科のドアの修繕や、駐車場の歩道について段差が生

じ危険な箇所があるため改修する予定であります。

次に、33ページをご覧ください。4目の減価償却費につきましては、1億7,099万9,000円。附属設備の更新工事により資産が増えたため増額となっております。なお、現金の支出はございません。

次のページになります。5目資産減耗費、こちらも現金の支出はございません。固定資産除却費が減ったことにより減額となっております。

6目研究研修費は、図書費や職員の学会・研修会等への参加費用として879万9,000円を計上しております。

7目長期前払消費税償却につきましては、控除対象外となった消費税を費用化するもので、1,049万9,000円計上しております。

8目雑支出は40万円を計上いたしました。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、こちらは企業債償還利息で560万4,000円を計上しております。2目患者外給食材料費は373万9,000円、3目雑損失は前年同額、4目消費税は750万円を計上しております。こちらは、個室使用料等課税対象分が増えるため、前年より多く見込んでおります。5目看護師確保経費は、修学資金の返還免除者分を費用化するものですが、令和8年度には免除対象者がいないため、科目存置としております。

次のページになります。6目研究助成費は、自治医科大学寄附講座への助成金として前年同額を計上しております。3項特別損失の過年度損益修正損につきましては、令和9年2月・3月診療分の診療報酬請求について、過去の審査状況を踏まえ査定による減額を見込んで計上したもので、200万円としております。4項予備費は前年度と同額を計上しています。

以上が収益的収入及び支出の予算明細の説明となります。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。36ページをご覧ください。まず、収入ですが、1款1項1目の企業債は、医療機器整備事業及び施設整備事業の財源として充てるもので1億1,160万、前年より9,560万円の減となっております。2項1目の他会計負担金は8,499万6,000円で、一般会計からの繰入金となります。前年より約1億800万円減額となっております。減額の理由としましては、平成7年度に借入れしました増築事業費の償還が令和7年度今年度末で終了するためであります。3項1目の長期貸付金返還金は科目存置となります。

37ページをご覧ください。こちらが支出になります。1款1項1目の有形固定資産購入費は9,619万6,000円となります。令和8年度におきましては、透析室で使います

水処理装置や検体検査システム及び医療画像診断支援システムなど医療機器等16件の更新、また、電子カルテ用のパソコン、訪問看護用の車両の購入を予定しております。

次に、2目施設整備事業費、こちらは3,451万8,000円で、7,250万6,000円の減となっております。令和7年度は、高圧ケーブルの更新工事や増築棟エレベーター2基の更新工事を実施しましたが、令和8年度につきましては、残り1基の改修工事を実施するものです。また、浄化槽の中和処理装置等につきましては、老朽化による槽の腐食や制御盤の不具合が生じ、運転管理に支障を来しており、自動運転ができず、維持管理業務を委託している業者による手動対応が常態化しているため、更新工事を予定しております。

次に、病院施設建設事業費につきましては未計上といたしました。先ほど条例改正で病床削減等についてご承認いただいたとおり、療養病床を廃止することになりましたので、予算としては計上しておりませんが、令和8年度におきましては、基本計画策定に向けて、今後の病床規模ですとか費用についての精査をしたいと考えております。

2項1目の企業債償還金は1億4,957万9,000円で、平成7年度借入れ企業債の償還終了により、前年より1億3,080万6,000円の減となりました。3項投資は396万円、組合の貸与規程に基づく貸付金で、看護師4名、薬剤師1名分を計上しております。

以上が資本的収入及び支出の明細説明となります。

なお、予算書4ページから25ページにつきましては、予算に関する説明書でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で病院の会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） ご苦労さまでした。12時を大幅に過ぎてしまいまして、大変申し訳ありません。

ここで暫時休憩をいたします。

【休憩】（午後 0時23分）

【再開】（午後 1時16分）

○議長（中山五男） では、休憩前に続きまして、再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑に当たりましては、議案書が議案番号8号、9号、10号、それに合わせまして予算の概要等がありますので、質問に当たりましては、会計及びページ数をおっしゃっていただきたいと思います。

どうぞ全議員の方々から活発な質問を求めます。

小川議員。

○4番（小川洋一） それでは、一般会計予算書4ページです。先日も質問をしました南那須地区斎場空調機賃貸料ですけど、4,536万。この間もちょっと説明を聞いたんですけど、ちょっと納得しないものですから、もう一度細かく説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 総務課、小野里です。今回の斎場の空調設備について再度ご説明をさせていただきます。

斎場の空調設備なんですけど、平成17年度の稼働開始から20年以上が経過しております。耐用年数の15年を大幅に経過し、既に令和6年度には待合室の空調が故障し、緊急対応を余儀なくされました。斎場という施設の性格上、空調の停止は利用者に多大な苦痛を強いることになり、施設運営において更新は待ったなしの状況にあります。

本事業は、一般的な業務用エアコンの交換ではなく、斎場利用者が最も使用する炉前ホールや収骨室、ロビーなどを一括管理している空調機の更新となります。工事内容として、室内機の搬入のための天井や壁の開放、屋根裏での配管作業、さらには室外機入替えのため、大型クレーン車や高所作業車を要する大規模な工事となります。一括工事での見積り額4,200万というのは、これらの特殊作業を含む額でございます。

実施に当たりまして、一括工事、分割工事、5年リース、7年リースの4手法について精査いたしました。最大の検討の材料の一つが、本事業が地方債の対象外であることです。一括工事の場合、約4,200万円という多額の資金を単年度で全額排出しなければならず、組合の財政において極めて大きな負担となるからです。一方、リースを採用することで、令和8年は半年分の504万円、次年度以降も年間約1,000万円に支出額を抑えることができ、予算の平準化が可能となります。

財政とも協議をしまして、総額支払いではリースが上回りますが、限られた財源を単一の設備投資で使い切ることなく、不測の事態に備えた財政の弾力性を維持するためにリースが最適であると判断いたしました。斎場という施設の機能を安定的にかつ持続可能な財政計画で維持するための戦略としております。どうぞご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山五男） 小川議員。

○4番（小川洋一） 了解しました。

○議長（中山五男） いいんですか。

○4番（小川洋一） 大丈夫です。監査と相互勘案しまして。
いいですか。

○議長（中山五男） 小川議員。

○4番（小川洋一） これは入札のほうは何社か入ったんでしょうか。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 入札はこれから、リースの入札はこれからになります。

○議長（中山五男） 7番、平塚議員。

○7番（平塚英教） 一般会計の13ページ、ただいま質問があった斎場費の長期リース料の関係なんですけれども、一括でやれば4,200万だということなんですけれども、前の全員協議会ですかね、議会前の説明会では、お金がないのでリースのほうがいいんだというようなお話なんですけど、財政調整基金には1億4,700万あるんですよ。それでやって賄って、そしてここから積み増しするというふうな方法は取れなかったんでしょうかね。

簡単に言うと、4,200万円が、要するに、令和8年度で半分、それからずっと毎年支払って、リース料の合計は一体幾らになるんでしょうかね。それと、那須南病院の空調関係は、設計を入れて、そして入札したというふうに記憶しているんですけども、この斎場については設計をもう既に入れてあるのかなのか、その辺の経過についてちょっと説明をお願いします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 5年のリースとして利率2%で総額5,040万円ということで今回計上させていただいております。その中には設計等の業務は入っておりません。設計は、リースを計上させていただいたので、設計業務等はこの中には入れずに、また、一括工事となりますと、設計業務等の別途委託料が発生すると思います。

以上です。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 先ほど、一般的な空調ではなくて、ホール全体の空調設備という内容だというふうに伺ったんですが、非常に今、物価高騰の折、地元業者も仕事がなく困っているという事情もありますので、できれば、そういうものを地元業者でもできるような内容なのかどうか、私は専門ではないので分かりませんが、そういうものも踏まえて、事業の精査取組をしてもらえばよかったのではないかなというふうに思うんですが、これから入札にはそのような地元業者も含めて入札を入れるという考えでよろしいんでしょうかね。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） これからの入札に当たりましては、リース、賃借として入札をかけますので、そうしますと、地元でリースを引き受けられる、そういった業者があるのかなというところがありますので、その辺のところ、地元に限るといったところはこれからちょっと精査をしなければいけないと思っております。

○議長（中山五男） 平塚議員、よろしいですか。

○7番（平塚英教） 分からないですから、いいです。

地元に限ると言っていないですよ。地元も含めて入札をかけるべきだと言っている。

○議長（中山五男） 小川議員。

○6番（小川正典） それでは、1点お伺いします。リースというのは、5年間もありますと、12分の1を年間支払うと、概ねこういう話になっているんですけども、この空調に

ついては、5年間たった場合は無償で頂けると、こういうふうに考えてよろしいのかどうかそれを伺います。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 今回のリースにおきましては、5年リースが終わったときに無償でということで行う予定としております。

○6番（小川正典） ありがとうございます。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 同じ話を聞いて申し訳ないんですが、まず一つ、財政調整基金の、今、平塚さんも言いましたが、1億4,000幾らあんだよというのは、まずそれが事実かどうか。そして、事実であれば、なぜそれを使わないでリースにしたのか。その辺の説明がないと、多分皆さん納得できないんじゃないかなと思うんですよ。できるだけ取り崩さないんだ、取り崩したくないんだという気持ちも分かりますが、財政調整基金はやっぱりお金が足りないときにそういうのをを使うために取ってあったお金じゃないのかなとこういうふうに思うんです。

その辺を、予算はこのままにいいにしても、一度そういうのを精査してもらおうというようなこと等が考えられるのか、考えられないのか。まず、財政調整基金が使えないんだったら、使えない理由だけでも説明いただければと思います。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、財政的なお話ですので、私、管理課長のほうから説明したいと思います。

予算の概要を、併せて配付したものをご覧になっていただきますと、その5ページ目のところに、基金の状況を記載してございます。そこに、令和7年度末の残高見込み、今回の2月の補正で積み増しさせていただいた後にはこの金額になるであろうという金額として、1億3,968万7,000円としてございます。こういうふうな基金になる見込みだということなんです。

毎年毎年、財政調整基金については、特に、施設整備の基金、衛生センターの施設整備基金なんかがありますので、それをまずは第一に充てているんですけども、衛生センターでよく、時々、物が壊れまして何千万もかかってしまうみたいなときに充てさせていただいたり、災害のときなどに充てさせていただいたりといういろんなことをさせていただいているので、増減を繰り返しているものでございます。

今日の組合長の答弁というか提案理由と私の説明からも申し上げたところですが、なるべくいろいろな不用額を積み重ねさせていただいて、なるべく基金に多く積みたいというふうなことで予算編成をしてまいったという予算編成方針を申し上げたと思うんです。こちらについては、ご存じのとおり、今後近いうちに、ごみ処理施設の長寿命化のほう、相当な金額がかかると言われているものでしたり、そのほか、今も進んでいる訴訟の関係がありました、いろいろな財政需要が想像されるということから、なるべく積み増しをしていきたいということで、全ての基金になるべく積むような努力をしてまいったということでございます。

それと、今回予算査定をしながら、要求段階では相当な金額になっていたんですけども、これを何とか縮減をしていって、この予算に落ち着いたというところですよ。これはやっぱり市町においても、なるべく財政の負担を少なくしていただきたい、平準化をしていただきたいというお話を頂戴していたので、それでなるべく起債を使いたいということだったんですけど、今回ここには起債は該当しないということだったので、それで複数年度化としてこのリースという方法を採用させていただくということで査定を試みたということでございます。

そういうような需要に備えての財政調整基金であり各基金であるということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） いろいろ先があるのは分かりますけれども、エアコン、別にこれ使っちゃったからなくなるわけじゃないんですよ。リースということは、毎年、財政調整基金を積み返せばいいという話になると思うんです。今までの財政調整基金は、不用額があったりなんかして積んだと。ところが、今回はリースで払うのと同じように、じゃ、5年間でまた返していきましょうと、こういうふうになれば財政調整基金は戻っていくものですから、一度その辺をよく、予算はこれでいいとして、精査してもらおうと。それで、本当に使

えるのか使えないのかというところも含めてですよ。

今、平塚さんがおっしゃったように、やっぱりどうせなら地元企業に、四千何百万のリースなんてそんな会社は多分、烏山、那珂川町にはないと思いますので、地元業者が仕事できるようなそういうスタンスも含めてもう一度精査をしてもらおうと、そういうことを約束してはいただけませんかでしょうか。どうでしょう。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） やはり先ほどの予算の概要をご覧になっていただけると分かるかと思うんですけど、特にどうしても性質別経費でありましたり、収益のところでありましたり、起債のところ、今回なるべくやっぱり投資事業をやる場合には、補助金を使いたいし、なるべく起債を使いたいということだったんですけど、どうしてもなかなか起債が使えないということだったので、救急車2台の補助と起債にとどまってしまって、かなりの減額になってしまったというところでございます。

そういう中で、ほかの一般財源にしわ寄せが及んでしまいますので、そこを何とかするためにこの複数年度化ですね。複数年度化も5年とか7年とかといういろんなやり方があるんですけど、その中でもやっぱり斎場も、その後、今後、炉内の改修ですとかいろいろ予定がありますので、それに障らないようにということで5年として設定したものでございます。

今回のこの設定については、こういった投資的経費ですとかこういった起債ですとか今後の動向を見ていくと、やむを得ないというか適正な予算であるのではないかなというふうに考えているところです。今回もこういうようなやり方でやらさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 十分に熟慮したという話はよく伝わってくるので、それについてどうのこうのないんですが、やはりリースでやると安くなるんだとか、こうなんだとかというならいいけど、やっぱりリースは高くなるんだというのが最初から分かっていて、議員が、ああ、そうですか、お金ここにあるのにというところでなかなかその予算を出されても理解ができないというところ、そういうのはありますねと。当面は結構ですけど、わざわざ高く

なるんです、金利払うんです、2%払うんです。今、基金になんか積んだって、0.75%の金利ですぐらいの話ですから、どう考えてみたって納得できないなというふうなところがございまして、それについて、答弁は結構ですので、一応そういうふうに申したいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） そのほか、議員の皆さんから質問ございませんか。

2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） 議案第8号の事務組合一般会計予算の中から8ページの雑入がありますね。資源物等売却収入というのがございまして、1,384万3,000円ですかね。1,384万3,000円か、結構な金額になるなというふうに感じております。これって中身はどんなようなものがあるのか。金属なのか、ガラス、そういうものなのか、そういう細かい内訳がもし分かれば。この金額が端が、要するに、3,000円までの端が出るって、予算で端が出るってどういう計算されたのかなとか、そういうところも分かればと思います。それが一つ。

それと、一般予算の中で、衛生費、16ページの一番下、ショベルローダー再リース料というのがありますね。13万2,000円ですが、これ、年間ですよ。自分も建設機械関係と農機具関係とかいろいろ携わってきたので、このショベルローダーの大きさがどれくらいになるか分かりませんが、13万2,000円の年間リース料って非常に今度、このリース料は安いんじゃないかなという気がするんです。どういう内訳なのかを教えてくださいたいと思います。

それと、病院会計の予算書でお伺いしたいと思います。ページでいうと30ページの経費というところで、非常勤医師交通費というのがございまして。30ページです。病院会計のほうの予算。非常勤医師交通費551万円ということなんですが、旅費、交通費で550万円というのは、これは何人が何台とかそういう詳細が分かれば教えていただきたいなと思います。

それと、同じく35ページ、研究助成費というのがありますね。自治医科大学寄附講座助成金1,692万8,000円。これの中身をお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志）　それでは、最初にありました資源物売払収入の関係ですね。種類ということでのご質問だったかと思います。資源物ですので、新聞、雑誌、段ボール、鉄くず、スチールプレス、アルミプレス、ペットボトル、羽毛布団でございます。

また、その計算式というようなところになるんですけれども、搬出の予定数量を前年度の実績とかから算出しまして、それに業者からの見積り等を取って、来年度は何円ぐらいで売れるかとかいうので予算を編成しております。結構来年あたりですと、下がるものもあるんですが、単価は4円とか55円とかまあまあ上がっているというようなところであります。

次に、ショベルローダーの再リースのご質問がありました。再リースということで5年リースの2回目だったかと。ちょっと今手元に資料がないので記憶で申し訳ありませんが。それなので、業者のほうと調整をしてこの金額でというようなことで契約をするというようなことでございます。

○2番（堀江清一）　ローダーの大きさ分かる？

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志）　何トンとかという数字はちょっと分からないんですが、衛生センターには2台、大きいようなローダーと、小さいローダーがありまして、そのうちの1台の大きい部分のローダーでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男）　病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江）　それでは、私のほうから、病院事業会計のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、予算書30ページの非常勤医師交通費、こちらに関してなんですが、前のページ29ページの報酬の欄に非常勤医師報酬というものがございます。そちらに付随するものなんですが、当院で外来診療ですとか必要な検査のとき、また、手術の応援に非常勤医師を要請しております。その医師が大体年間30名いらっしゃいます。その非常勤医師に係る、こちらの病院まで来ていただく際の交通費として計上したものであります。

もう一つのご質問なんですが、35ページの自治医科大学寄附講座助成金についてですけども、こちらは、病院の透析医師の確保が難しく、なかなか自治医科大学のほうからも

非常勤で来ていただいていたんですけれども、自治医科大学のほうで寄附講座という講座を設けまして、そちらのほうで透析の常勤医師を確保することができまして、自治医科大学と5年間の契約で結んだものになります。令和6年度から開始しておりまして、今度3年目になるものでございます。透析の常勤医師の確保のための経費となります。

以上です。

○2番（堀江清一） 資源ごみは、了解しました。

さっき言ったショベルローダー、これ、大きいということになると、多分そういう金額では本来できないんですけども、これ、それで契約したということは非常に優秀だなとは思ったりしております。

あと、病院会計なんですけれども、おおよそ30名ぐらいの医師がこちらに来ていただくための交通費だということなんですけども、ちなみにですけども、烏山線を利用されて来ているのか、タクシーなのかバスなのか、そういうのは分かれば、それをお伺いいたします。

それと、最後の研究費ということなんですけども、基本、これ人件費じゃないのかなというふうに感じてしまったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） まず、非常勤医師に関しましては、全員が自家用車で来ていただいております。職員であれば、通勤手当といいまして距離に応じて支給するものがございますけれども、非常勤の医師に関しては、距離ではなく、一応基本的に距離で計算はしておりますが、大体自治医科大学からであれば1回につき5,000円といったような規定を院内で設けております。

○2番（堀江清一） 研究費か人件費かというところ。

○病院総務課長（津久井友江） こちらは人件費相当分になります。ただ、契約を結んでおりますので、どちらかという委託といいますか。金額としては人件費相当分になっております。

○2番（堀江清一） 了解しました。

○議長（中山五男） そのほかございませんか。

8 番、高野議員。

○8 番（高野泉） 一般質問、先ほど来言われている 13 ページのリース料の点 1 点とあと 1 点。

〔「一般会計？ 今、一般質問と言った」の声あり〕

○8 番（高野泉） ごめんなさいね、一般会計ね。一般会計の 13 ページ。まず 1 点目、リースという点なんです、それと 2 点目として、危機管理についてちょっとお伺いをいたします。

リースの件に関しては、先ほど来、投資ということで、なかなか厳しいような状況がありますが、リースにするメリットとして、初期費用の削減と資金の有効活用ができるというメリットがございます。それと、経費計上による節税効果も出てくる。併せて、業務の効率化ということで、不動産の保険料がリース料に含まれているというような契約もございますので、そちらは地震や災害、盗難などに対応が取りやすくなるというメリットがございます。それと、最終的には、メンテナンス費用、修理費の保証もそこに含まれるような契約もできるということのメリットがあるという認識でよろしいでしょうかというのが 1 点。

2 点目が危機管理というところで、これはちょっと全般的な内容なんです、大規模火災等による設備の運用が困難になる、いつ止まってしまうかどうか分からないような状況があるという中で、業務継続計画というのが大変重要なところにはなってくると思うんですが、その中で消防本部は既に BCP、業務継続計画を作成しておりますが、そのほかの施設、ごみ処理場等そういうところの危機管理としての部分についてはどういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

以上 2 点です。

○議長（中山五男） リースの件は総務課長？

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） リースの件でございますが、保険の加入や保証の件ということにつきましては、これから入札をかけるまでにきちんとした仕様書を作りまして、そちらの中できちんとしたもので運用していこうと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 管理関係は、これは管理課長じゃないの？

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、行政センターについて、私、局長のほうから、BCPについては、行政センターとしてはまだ策定をしてございませんで、こちら、災害の発生したときには、職員が直ちに集まるような、最初にかかる計画、それらについては策定をしておりますで、例えば大雨警報が出たらば誰々たちが集まるみたいなそういったことについては対応しているところでございますが、BCPについては、また今後の社会動向を見ながら必要な際には検討していきたいなというふうに思っております。続いて、衛生センターで。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） BCPにつきましては、現在、すいません、策定している段階でございます。令和元年の台風のときに衛生センターが被災しまして、それに伴う災害対策の計画とか、あとは実際災害を受けたときの他広域、4広域との協定の締結や、あと、県の災害廃棄物処理計画等によって、実際被災を受けたというときの対策は出来ているんですが、業務継続という視点の計画については現在、策定の途中ということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 病院のほうにつきましては、部門別の優先業務というところはBCPのほうは策定しております。

以上です。

○議長（中山五男） よろしいですか。高野議員。

○8番（高野泉） 空調リースの件は、早急に確認をして運用のほうを始めていただきたいなと思っております。

それと2点目のBCPについては、まだ策定中というところではありますが、重要な維持

管理という部分では必要な部分なので、早急にＢＣＰに対応し、あるいはＢＣＰの検証をしながら進めていただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

相馬議員。

○３番（相馬正典） すいません、また、病院で恐縮なんですけれども、２６ページから２７ページにかけまして、病院の関係の収入が入っておりますが、医業収入では前年度比で７，５００万ぐらい足りないよということで、逆に医業外収益については１億３，０００万ほど前年度よりもプラスになるということで中身見ていったんですけれども、一番その中で、他会計の負担金の中に、不採算地域に所在する中核的な病院の機能の維持に関する経費ということで１億２，０００万ほど、それから他会計の補助金で、ここに１億４，８００万が増額になっていまして、その中に地域医療の確保に要する経費ということで１億６，５００万ということが２つあるんですけども、先ほどもちょっとご説明いただいたんですが、さっと流されてしまったので、この辺についてどういったものなのか、どういった種類の経費なのか教えていただきたいと思います。

じゃ、それだけで。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） まず、不採算地区に所在する中核的な病院機能の維持に要する経費としまして、こちらは、まず総務省で基準内で認められている、これは資金となります。人口であったりとか、あと、ここから５０キロ圏内に病院がないようなところに入るような金額となっております。こちらの基準単価というのがございまして、今年度までですと基準単価が１０３万３，０００円ほどだったんですが、こちらは国の方針としまして、来年度約３０％上がる見込みという連絡が来ております。ただ、正確な数字ではないんですが、３０％上がる見込みで、基準単価を約１３５万４，０００円と見込んで計上したものであります。そのため、こちらが前年よりも他会計負担金が多くなっております。

もう一つの地域医療の確保に要する経費というものは、今年度、病院の経営が苦しいということで市町と協議をさせていただきまして、基準外で負担金を頂いたものになります。この金額の出した数字というものが、まず、収益的支出の総額３４億円の財源としまして、医

業収益及び繰出基準に基づく繰入金等を充ててもなお不足する額を、基準外として今回お願いしたことになります。令和8年度の予算につきましては、療養病床を地域包括ケア病床に転換するということで、転換時期は今8月を予定しておりますけれども、8月ですと、収益が入るのが2か月後しか収益が入ってきません。そうしますと、半年分しか増収が見込めませんので、資金繰りの関係で転換の効果が半年間見込めないで、令和7年度末の現金を今のところ約2億弱と見込んでおりますので、足らなくならないように、最低限の1億6,500万円を市町のほうにお願いしたものとします。

以上です。

○議長（中山五男） 相馬議員。

○3番（相馬正典） ありがとうございます。それによりますと、市町の負担金が1億6,500万ということなんですけれども、当初の予算書から見ると、病院に対する負担金が全体で市町で7億3,900万ほどだったのが、7億9,900万ということで6,000万ほどしか上がっていないんですけれども、それ以外の1億円というのはどうなっているのかなというふうな質問なんですけれども。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） まず、負担金の総額としまして、27ページにございます高度業務の設営費、こちらがエックス線・放射線の機器の償還等に係る負担金になるんですけれども、こちらは企業債が基準になっておりまして、平成7年に借り入れた企業債が償還が終了したことに伴いまして、約1,100万ほど減額となっております。そのほか、27ページの他会計補助金のほう、こちらに、以前保育所運営費というものの負担金をいただいておりますけれども、保育所につきましては今年度廃止することが決まりましたので、その分が減額となっております。ですので、単純に地域医療の確保に要する経費1億6,500万が追加というわけではございません。

○3番（相馬正典） その中に入っているということですね。

○議長（中山五男） ご理解いただけましたか。

○3番（相馬正典） はい、分かりました。

いいですか。2つありまして。

○議長（中山五男） 相馬議員。

○3番（相馬正典） ちょっと全体的なあれで恐縮なんですけども、よろしいでしょうか。

先ほど来というか以前からこの病院の改修についていろいろと議論されていると思うんですけども、やはり一番地域の住民としても心配なのは、いつ頃やるんだろうかというのが一番心配ではないかなと思うんですね。確かに経営は厳しいとなっても、やっぱりやるものはやらなきゃいけないだろうし、やるからには早くやったほうがいいと前から私は言っているんですけども、年数がかかればかかるほど、ますます建設の単価が上がっているし、例えば50億でできたものが60億、70億になるということも十分に考えられるので、できるだけ早い機会に方向性を示していただいて、何年度完成予定かというふうなことをできれば来年度中ぐらいにはっきりさせていただきたいと思うんですけども、組合長、いかがですか。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） ありがとうございます。実は病院の経営に関しましては、ここまでの負債を抱えるようになるとは思っていませんでしたので、皆さんと協議の上、本当は昨年度もう進めることになっていたと思います。ただ、あまりにも経営の悪化が大きく、ただ、最初の頃は我が病院だけだと思っていましたが、全国的なものでありまして、国に要望し始めたら、このように交付金がかかり入ってきましたので、経営改善も大分できてきています。そういうことに鑑みますと、また、病床数も減らすことというのは決まっておりますので、規模も小さくできる可能性が出てきましたので、それによってはまだ話し合いをしながら協議をさせていただきながら進めていきたいと思っています。

この諸物価の高騰によって、遅れば遅れるだけお金がかかるのは身に染みて分かっておりますので、遅くにしようとは思っておりませんので、この辺をご理解いただけるとありがたいと思います。

また、申し訳ありませんが、大分リースに関して皆さんからご意見がありましたが、一番リースを望んで随分こちらに言ってきたのは、議会のほうからの提案がたくさんあったと思ったので、リースのほうにさせていただき、また、考えさせていただきました。その検討

をした結果、このような形になっています。業者も下請とかいろんな形で入っていただけるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 相馬議員、よろしいですか。

○3番（相馬正典） 私は聞きませんでしたけど。私が質問したんじゃないですけど。私の質問については了解しました。

○議長（中山五男） よろしいですか。

では、ほかに質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。まず、議案第8号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合組合一般会計予算の議決について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和8年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案どおり可決いたしました。

◎日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（中山五男） 日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

議事係長。

○議事係長（星麻里） 令和8年2月26日。

南那須地区広域行政事務組合議会議長 中山五男様。

請願等特別委員会委員長 相馬正典。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、次の審査事件について、引き続き閉会中の継続審査を要するものと決定したので、南那須地区広域行政事務組合議会会議規則（令和7年2月27日組合議会規則第1号）第109条の規定により申し出ます。

事件。陳情書第1号「汚泥再生処理センター建設候補エリア」の選定について再検討を求める陳情について。

理由。判断材料が不足していることから、引き続き慎重な審査が必要である。

期間。議会特別委員会委員の任期の期間。

以上です。

○議長（中山五男） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。特別委員会委員長から提出のあった会議規則第109条の規定に基づく閉会中の継続審査の申し出につきましては、これを承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長から提出された閉会中の継続審査の申し出については、承認することに決定をいたしました。

残るところは一般質問なのですが、ここで暫時休憩をいたします。

【休憩】（午前 2時04分）

【再開】（午前 2時11分）

◎日程第14 一般質問

○議長（中山五男） 休憩に引き続きまして、再開をいたします。

日程第14、一般質問を行います。一般質問の時間は、質問、答弁を含めまして60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解をいただきたいと思います。

では、通告に基づき、2番、堀江清一議員の発言を許します。

堀江議員。

〔 堀江清一議員 登壇 〕

○2番（堀江清一） 議席番号2番の堀江と申します。私は、那須南病院の現況、運営についてと保健衛生センターの現況及び今後の運営についての大まかな2点の質問をしてみたいと思います。

まず最初に、昨年12月5日の下野新聞の記事で、2027年にも那須南病院が資金不足の恐れになるとの記事が出されました。病院もかなり経営努力をされていると思います。それで、今後、現在の状況並びに経営方針を伺いたいと思います。まず第1点、それを伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） では、那須南病院の現況及び運営についての、現在の状況及び今後の経営方針についてお答えいたします。

病院の現状につきましては、依然として厳しい資金繰りが続いているものの、収支改善に向けた一定の成果が見え始めております。今年度におきましては、職員一人一人が経営意識を共有し、収益確保と経費削減に一丸となって取り組んでまいりました。その結果、今年度12月までの実績では、昨年同期と比較して、月平均で約1,000万円の収支改善が図られているところであります。

一方で、物価高騰や人件費の上昇、さらには施設の老朽化に伴う維持管理費の増加など、経営環境は依然として厳しく、予断を許さない状況であると認識しております。

今後の経営方針といたしまして、現在の改善傾向を確実なものとし、持続可能な医療提供体制を構築することを最優先課題としております。具体的には、まず第1に、病床数の適正化と病院機能のコンパクト化を進めてまいります。地域の将来人口に見合った規模へと病床を再編することで、維持管理費や人件費などの固定費を適正化し、効率的で持続可能な運営体制を構築しています。

第2に、地域包括ケア病床への転換を進めてまいります。急性期治療後の受皿を確保することで、入院単価の向上と病床利用率の安定化を図り、地域の医療ニーズに応えながら、収益基盤の強化をつなげてまいります。

これら2つの柱を中心に経営改善策を着実に実行することで、収益力の向上と早期の経営安定化を図ってまいりますことと進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 病院の経営が赤字だということは周知のとおりだと思いますが、その中でも大きく赤字に影響している部門というのがもし分かればお教えいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） では、質問にお答えします。病院の中での部門別というのはなかなかはっきり、いろんな職員がいろんな部署の兼務をしていますので一概にどの部署というのは難しいんですが、一番はやはり救急医療体制の部分だと思います。そのほか診療科別はちょっと難しいので、金額等は出しておりません。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 私も、救急医療体制が負担になっているという話をお伺いしました。しかしながら、ここの救急医療というのは非常に重要でありまして、人の命に関わる場所だと思うんですね。救急医療を外せば赤字が減るだろうなというふうに簡単に言ってくれた人も中にはおりましたが、これは絶対になくすことはできないので、ぜひここは守っていただきたいと思います。

それで、経営状況が今悪い状況なんですけど、このままの状況で経営をしていくとすれば、基金も底をつくというようなことでございますが、そのことに対しての対策は何か取っておりますか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） まず、このままでいいというわけではないんですが、その対策の一つが、先ほど組合長も答弁しましたけれども、地域包括ケア病床への転換というのが一番になります。こちらはまず、1人当たりの単価というのが今の療養病床の単価に比べて約2倍になる見込みです。当初予算書上は8月からの転換を予定した金額を出しておりますけれども、今、実際、病院の内部のほうで、これをもっと早い時期に転換できないかということで今実績づくりが既に始まっているところです。療養病床のままの運営と地域包括ケア病床に変えた場合、今の診療単価での比較になりますけれども、月平均で約1,000万円上がる見込みとなっております。ですので、8月からの転換ではなく、今一番近いところでは5月からの転換を目標として院内のほうで今職員が動いているところであります。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） いろいろ本当に努力をされていることと思います。

それで、今現在、小児科がまだ開かれていないと思われませんが、地域の子供の医療を守るためにも、小児科、これは必要だと思います。以前ですと、医師がどうも見つからないというようなことでございましたが、その件に関しては今現在どのようなになっておりますか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 小児科につきましては、自治医科大学のほうの協力もありまして、来年4月1日から非常勤で週に2回医師を派遣していただけることに、月曜日と木曜日、派遣していただけることとなりました。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 小児科は来年度から、4月から、一安心かなと思います。ぜひそういうことにも目を配っていただいて、病院の強化に当たっていただきたいと思います。

そういうことも含めて、全体的に今現在、医師不足というのは否めないのかなと思います。今後病院をやっていく上で、医師の数が不足しているとすれば、何人ぐらい今足りないというような状況でしょうか。お願いします。

○議長（中山五男） これは病院長、答弁。

○病院長（森成正人） ありがとうございます。まず、資金不足等々で皆様をお騒がせさせてしまって大変申し訳なく思っております。結果として資金不足となっていると思っております。その原因は様々ですけれども、大きく2つあると思っています。

その一つが、今ご質問いただきました医師不足ですね。多分ここが一番上だと思うんですけども、1番目として医師不足というか、医師の偏在ですね。栃木県内もしくは全国で医師の数は10年前から増えているわけなんですけれども、地方にはどうも集まらない。都会に住みたい、都市に住みたいという今の特に若手の医者への希望が強く、都市部には人が集まって、そうすると人が多いから夜勤の回数が減って、自分の勤務が多少楽になってきて、ますます人気が出て、ますます集まるといった状況になっております。

ここに関しては、昨年、県、あとは両大学に複数回お願いに行って、ぜひ何とかしてほしい、増員してほしいということをお願いしてまいりましたが、なかなか厳しいということで、増員になるというよりもむしろ減ってしまうのではないかと今心配しております。

す。4月からの体制に関してはまだ発表がないんですね。大学側からも県からも全然、何人行きますという発表がないもので、4月1日以降の体制を我々もまだ何もつくれないんですね。来てから大急ぎで慌てて救急体制から、例えば日々の検査、内視鏡とかから、そこからつくり始めなきゃいけないくて、まだ全然来年何人が来るのが分からない、そういう不安定さも派遣に頼っている面があるので、何とか常勤を確保しながら、そして今のところは、県、また両大学に医師派遣はお願いするしかないといったところです。医師の不足に関しては、そのようなお答えになります。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 確かに医師不足ですけど、那須南病院として、あと何人ぐらいの医師が集まればうまく回る、そのように思うんですが、何科に限らず医者の数というのは結構重要なと思いますけども、あとどれぐらいの医師の数がいればよいのか、それをお伺いします。

○議長（中山五男） 病院長。

○病院長（森成正人） 今年度15名います。私も含め、眼科の先生とか整形の先生も含め15名で何とか日中の診療及び夜間を賄っていると。できれば、あと2から3いれば一安心といったところではあります。だから、18名ぐらい全部でいけばいいかなというふうに思っています。透析の先生もそこには当然入ってきますけれども。

ただ、まだ来年は出てないんですけども、なかなか偏在が強くなる傾向で、自治医大そのものも医者を東京に取られて少なくなってきたという状況なので、増えるというよりも減っていくんじゃないかということを今一番心配している最中です。

来年度の体制に対しては、もうあと一、二週もすれば正式な発表を県からいただけるのではないかと思うので、それが出れば、本格的に4月1日以降の体制を来年度に関しては考えていかなければならないという状況です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

堀江議員。

○2番（堀江清一） 素人考えなんですけども、研修医という方がおりますね。例えばで

すけども、栃木県って移住希望第2でしたっけね。そういうことというのは、都会に行っていていろいろそういう説明をされて、魅力があるんだよとアピールをしているいろいろ努力した結果なのかなと思います。それで、那須南病院も、逆に受け身じゃなくて、攻めの姿勢をつくって、ひょっとしてそういうところに出向いて行って、ほかの病院より魅力がないというのもちょっと問題ですけども、こういう魅力があるんだと、人が温かくていいんだと、烏山って意外と住みやすいんだとか、いろいろそういう魅力を発信をして、攻めの姿勢で医者を持ってくるということも可能であれば、そのようにしていただくと非常に集まりやすくなるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の質問です。病院がこのような状況において、那須南病院として、やはり頼りは両市町、那須烏山市及び那珂川町に対しては頼りにせざるを得ないと思います。それで、各那須烏山市並びに那珂川町に対して何か要望することというのがあればお伺ひしたいと思います。

○議長（中山五男） これは組合長に要望ですか。

○2番（堀江清一） 組合長です。

○議長（中山五男） 川俣組合長、答弁。

○組合長（川俣純子） 那須烏山市及び那珂川町に対する要望についてお答えいたします。

那須南病院としましても、経営改善に向けて、病床数削減や人員体制の見直し、病床利用率の向上などできる限りの努力を続けております。しかし、病院を取り巻く環境は、開業医の高齢化や全国的な医師不足の影響により、一次救急を含む医療提供体制の維持も年々厳しさを増しております。病院の努力だけでは対応し切れない部分があるのが現状です。

自治体病院である那須南病院は、地域住民の生命と健康を守る最後の砦として役割を担っております。こうした役割を今後も果たしていくためには、構成市町の理解と協力が不可欠であり、特に救急医療など地域に不可欠な医療体制の維持については、引き続き一定のご負担をお願いせざるを得ないと考えております。単なる赤字補填としての財政支援を求めるだけではなく、地域医療を将来にわたり持続可能なものとするための広域的な視点で課題を共有し、共通認識の下で協議を重ねていただきたいと考えております。

今後も、構成市町と共に、医師確保や救急医療の維持など、必要な医療体制の確保に向け

て取り組み、地域住民の皆様に安定した医療を提供できるよう努めてまいります。

私も市長としまして、もちろん補助をさせていただいておりますし、那珂川町の益子町長からもそういうことをしていただいています。県にも要望に行っていますし、病院の大学にも要望に行かせていただいています。努力をしていないわけではありませんし、金額を上げないというわけでもなく、経営のために必要なものは出させていただいておりますし、興味を常に持たせていただいていますので、しっかりと要望を聞き、私たちも協力できることはしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） そこで、私、思っているんですが、病院側として、病院に来る高齢の方の足が今、問われているのかなと。これは行政側のほうにもいろいろあると思うんですね、地域交通網ということで。そういうところを病院に来やすいような交通網をぜひですね。組合長が市長に言うというののもちょっと変ですけども、そういう地域交通網を拡充するというのも、これ、病院に対して来やすいという環境づくりということでは重要なことだと思っております。

ですから、今後、高齢化社会に突入していくわけですから、どんどん高齢者の足がなくなってしまうので、そういうところを要望、自分に要望するのもあれですけども、そういうところをぜひこの広域行政のほうから那須烏山市、それと那珂川町に要望していただいて、地域交通の拡充ということを、もうこれ、病院運営上は必要かなと思っておりますので、その辺はしっかりとさせていただきたいなと思います。

こんなことを今あれですけども、組合長並びに、今組合長からそのような話、要望とかをしているということを伺いましたが、副組合長の益子町長、もし何かご意見を言うことができれば、病院を経営していく上で何か協力できることとか、立場的にもし話ができるのであれば、ぜひお願いしたいなと思います。

○議長（中山五男） 副組合長、答弁。

○副組合長（益子純恵） では、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。副組合長という立場での答弁になりますけれども、那珂川町長としても、やはりより多くの住民の皆さんに那須南病院を利用していただくためには、交通網の充実というのは欠くことのできないものだと、副組合長としての町長としてもそれは本当に非常に大事なことだと認

識をしております。那珂川町といたしましても、公共交通の充実、特にデマンド交通の充実になるかと思いますが、そういったところにはこれまで以上に力を入れていき、町民の皆様が受診を諦めないような体制をつくっていきたいというふうに考えておりますし、組合としては、それをしっかりと町に要望していくというようなことを今後も続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（堀江清一） ありがとうございます。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○2番（堀江清一） はい。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） いずれにしてもこの那須南病院というのは、県東部の那珂川町、那須烏山市にとってはなくてはならないものでございますので、病院側もしっかり努力をされていただいて、それをしっかりと行政、自治体が後押しをしてサポートをして、この病院は絶対なくさない。もっと言うと、新築の計画も出たぐらいですから、より一層強化するような方法でぜひともお願いしたいなと思っております。

2番目の質問に移ります。衛生センターの現況及び今後の運営についてでございます。

ごみ焼却施設を志鳥地区に計画を今現在しておりますが、何の進展もない。前回の一般質問で事務局の答弁は、計画はあるが、造ることはないという答弁をお伺いしましたが、その後の今後の方針をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 保健衛生センターの現況及び今後の運営について、ごみ処理焼却施設の今後の方針についてお答えいたします。

ごみ処理施設の建設につきましては、平成27年度から平成29年度にかけて、ごみ処理施設とし尿処理施設の2施設併設を主とした一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、それに基づき、平成30年度から令和元年度に一般廃棄物処理施設建設候補地策定選定委

員会により、候補地を志鳥に選定した経緯がございます。翌年の令和2年・3年度には、ごみの排出形態やごみ質の変化等を踏まえ、ごみ処理施設整備基本計画を策定したところであります。

令和4年2月には、岩川流域・広域行政施設設置問題を考える会から組合議会宛て請願書が提出・採択され、その後、議員による先進地視察が行われました。令和4年・5年度にはし尿処理施設整備基本計画を策定し、経済的に有利であるということから、水処理方式を下水道放流に決定し、下水処理の計画外である志鳥地区へのし尿処理施設の建設は不可能とし、行わないことになりました。

ごみ処理施設の整備につきましては、令和6年度以降、見直し・再検討に着手しておりますが、令和6年3月に環境省からの要請に基づく県の長期広域化・集約化と、当面の間の南那須圏域のごみ処理の確保の二本立てで検討を進めているところであります。

長期広域化・集約化については、南那須地区は既存のごみ処理ブロック割の中では最小の人口であり、単独でごみ処理を継続していくことは不合理・不経済でありますので、今回の広域化に積極的に参画しているところであります。県では、今後、10年から15年後を想定した区割りを設定し、議論の場となる検討協議会を立ち上げ、計画素案の検討を行っていく予定であります。

なお、南那須地区圏内のごみ処理確保につきましては、現施設の改修を基本とし、また、そのほかの方策も検討しつつ、令和7年・8年度で施設の保全・延命化に関するごみ処理施設長寿命化総合計画を策定しているところであります。ごみ処理施設は生活の基盤であり、公衆衛生を守る上での必要不可欠な施設であります。課題対応が手後れにならないよう努力して参る所存でありますので、議員にはこうした状況をご理解いただくとともに、特段の配慮・ご支援をお願いしたいと思っております。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 答弁をいただきましたが、やはり県の指導とかによる広域化というのに進む方向なのかなと思っております。そこに向けて今後やりたいという方針だと思いますが、前もそのとき言ったんですが、であれば、広域化に向けていくのであれば、志鳥地区に計画をしておく必要がないのではないかと思います。もしそこに計画を残しているということであれば、何らかの補助金目当てなのか何かよく分かりませんが、別にそこを計画を断念したと言っても何ら問題ないはずです。もっと言うと、地域住民の方に、もうそこには造りませんとはっきり発表されたいかがかと思いますが、その件に関してどう思い

ますか。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 基本構想の撤回というようなお話だったと思います。ご質問だったと思います。基本構想については、2施設併設でゴミ処理施設とし尿処理施設の併設、そのようなところから、し尿処理施設につきましては、先ほどの組合長の答弁のとおり、下水道放流方式というようなところで計画決定されていて、そこで志鳥地区が下水道の計画区域外だということで、先ほどの答弁のとおり、造らない、行わないというようなこと。一方、ゴミ処理につきましては、議員のおっしゃるとおり、今、県の広域化というようなところに参画しているというところではあります、まだまだ計画が策定されているという段階ではない。

また、あともう一つ、これも答弁でありましたが、県の長寿命化関係については、10年から15年の、実際稼働するに当たっては期間を要する。その間のごみ処理の確保をどうするかというようなところがありまして、現在、基本構想の撤回というところになると、今現在令和6年から来年度を目途にいろいろ検討を重ねておるので、それら検討結果によって、方向性が示されれば、方針をお伝えできるかなと思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 普通に考えれば、全くおかしい状況だと私は思います。先ほど組合長も、今の施設を修繕しながら使うということでございました。10年から15年ぐらいかかるといっても、その間は修繕をしながら使えば十分かなと思っております。ですから、改めてまたひょっとして広域化ということが没になった、駄目になったということであれば、そういう方向も浮上するかもしれませんが、先ほど、広域化の前に修繕をして使うということですから、その間に広域化を目指すわけですから、全くもって、志鳥地区に計画をしておくこと自体がおかしい話だと思っております。

これ、本当に地域住民の方に安心を与えるために、早々に、もう断念したと言えいいと思うんですが、組合長、どう思いますか。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 断念したという言葉ではなく、広域化になって本当に決定すればいくらでも私もそれを発言したいんですが、まだ決定事項ではないのに、もしもそれがなくなった場合にどういうふうに対応するかをまだ私たちも決定をできていないという段階です。ですから、話せないという段階で。ただ、広域化という話は公で話させていただいています。ですから、志鳥地区の人には、断念したという言い方ではしていませんが、方向的には変わってきていますという発言はさせていただいています。ただ、本当に国が決定したと言うまでに発言はできないのが事実だと思いますので、その辺はご了解をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 先ほども言いましたが、広域化が没になってしまったとか修繕することも不可能になってしまった、やはり造らなくちゃしょうがないということであれば、それは当然計画が残っていてもいいと思いますよ。ただし、そういう状況じゃないと思いますから、それは言えないんだという環境だけでも、造りませんよというのであれば、それは安心感を地域の方に与えてやるべきだと私は思います。ぜひその辺は考えていただければよろしいのではないかと思います。

最後、2つ目の質問です。過日、し尿処理施設を下水道放流方式で考えているということで、南那須の水処理センターを視察してきましたが、地元自治会の反対、また、漁連も反対ということをお伺いしました。また、下流域の向田地区でも反対だという声が上がっております。このような状況の中で、し尿処理施設を南那須の水処理センターにどのように造るということを進めていくのか、この方針をお伺いします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 下水道放流方式の汚泥再生処理センター建設に向けた進め方について、お答えいたします。

現在、大金、東原、小河原、高瀬自治会長連名による陳情書が組合執行部宛て及び議会に提出されております。陳情書の内容は大きく5つの懸念が指摘されております。

1つ目は、定住促進地域への施設建設による子育て世帯の流出、2つ目は、既存道路拡幅による費用対効果、3つ目は、南那須水処理センター被災時のときの対策、4つ目は、大型

車両、バキュームカーの通行量の増加に伴う交通安全、悪臭、騒音等の生活環境の悪化、5
つ目は、荒川への放流水量の増による水質悪化、悪臭の発生です。

これらの陳情書の懸念に対応するため、組合施設整備室では、那須烏山市、那珂川町と協
議を行い、汚泥再生処理センター建設候補地の絞り込み作業に併せて、陳情書で指摘されて
いる点についても、定住促進や生活環境悪化等に支障を来さない方法で、費用対効果の高い
道路整備等についても調査・検証を始めております。

これらに関わるのが、搬入路の整備であると考えております。既存道路の拡幅、荒川沿い
の新道整備等の方法を検討しながら、併せて東原地区にふさわしい道路整備について、市と
協議してまいります。

防災対策、水質悪化に対する懸念については、施設整備基本計画策定時に確認しておりま
すが、市町と検証し、必要であれば対策を検討します。

議員が懸念される反対への対応につきましては、いわゆる迷惑施設と言われている施設
でありますので、陳情者であります4自治会に対しては、検討結果を報告するなど、丁寧
に説明をさせていただきたいと考えております。現在、地元自治会からの反対がある中ではご
ざいますが、当初の予定のスケジュールを大きく逸脱しないよう、陳情者であります4自治
会の皆さんと対話を重ね、一つずつ積み上げ、課題解決に向けて研究・調査をさせてまいり
たいと思っておりますので、議員におかれましてもご理解いただけるとありがたいと思
っています。

反対は、やっぱり迷惑施設なので必ず出てきます。ここに造ってくださいというのはほと
んどないので、その辺のところは注意深く丁寧に説明をさせていただき、了解を得ていくよ
うに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、下水道方式にしましたので、もう最高で4か所しかありませんので、ここが駄目にな
ると全部回ることになってしまいます。そういうことはできないようにしっかりと対応
していきたいと思っておりますので、そのときにはできましたら、お力をお借りすることは議員さ
んたちのほうにもあると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 地元の自治会に丁寧に説明をして理解をしていただくということな
んですが、直近でいつ頃説明会を開いて、理解してもらおうというような予定があれば、お伺
いしたいと思います。

○議長（中山五男） センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ありがとうございます。地元に対しての説明の機会としての住民説明会の時期というところなんですけども、先ほど組合長の答弁でもありましたとおり、今、市町と搬入路の整備や候補地の選定というような作業を進めているところでございます。地元に対しての説明をするには、まず先に候補地とか、陳情書の内容のある程度回答を持って説明したいというような考えがございますので、それらの候補地とか対策というところが練り直されてから、住民説明会を開催して理解を得たいということで、時期についてのご質問だったんですが、その検討結果がまだ今ちょっと明確に何月とかということは申し上げられないので、その検討次第というようなことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 先ほど相馬議員も、建設が遅れば遅れるほどお金がかかるんだということもございました。そういう計画とかそういうのを早くやられて、できるだけ住民説明会をされることをまず希望したいと思います。

それで、進入路というのが多分一番ネックになってくるのかなと思います。この進入路に関してですけども、小河原地区のある方が、堤防沿いに土地を持っている方が絶対売らないと、そんなようなことを言っていることが耳に入りましたので、進入路に関しては、いろいろときちっと住民の方から反対されないようなことをしっかりと計画をしていただいて、それで説明会に臨んでいただきたいと思います。

今その段階でこういうことを聞くのもあれですけども、完成予定をいつ頃までに何とかしたいというふうな希望がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 今、し尿処理施設整備基本計画において、令和14年の供用開始というところを目指しております。

以上です。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 令和14年度、これ、多分難しいかもしれませんが、それに向けて、ぜひ丁寧に地域住民の方に寄り添って話を、説明会を何度もして理解をしていただく。漁連という漁業組合みたいなのところもあります。下流域の向田地区もあります。一通り納得してもらうにはかなり時間がかかるかと思いますが、納得してもらうためには、例えば排水の汚染度というのは今までと変わりませんよという、そういう証明書とか、そういうふうな、何て言うんですかね、地域住民の方が心配していることを払拭できるようにきちっと計画、説明できるものを用意していただいて、しっかりと進めていただきたい。地元住民が反対している中、何としても強制的に造っちまえと、こういうことは多分できませんから、しっかりと説明をして納得をしていただいて進めていただきたいと思います。

時間がたっぷり余っていますが、私の一般質問は以上で終わります。

○議長（中山五男） 以上で堀江清一議員の質問は終わりました。

5分ほど休憩をいたします。

【休憩】（午後 2時52分）

【再開】（午後 2時57分）

○議長（中山五男） それでは、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

11番、渋谷由放議員の発言を許可します。

渋谷由放議員。

〔 渋谷由放議員 登壇 〕

○11番（渋谷由放） 皆さん、こんにちは。11番、渋谷由放でございます。ただいま中山議長に発言のお許しをいただきました。

傍聴席においでの皆様、誠にありがとうございます。

一般質問通告書に従いまして、質問をいたします。執行部におかれましては、明快なる答弁をお願いをしたいと思います。

まず1番目は、電力自由化による電力の購入についてでございます。

電力の自由化は、初めは、特別高圧区分の大規模工場やデパート、オフィスビルが電力会社を自由に選べることになりました。そして、新規参入した電力会社、一般的に新電力というふうに言いますが、そこから見積りを取って自由に選ぶと、こういうことでございます。その後、2005年4月には、小売自由化の対象が高圧区分の中小規模の工場や中小ビルへと徐々に拡大をしていきました。そして、2016年4月からは、低圧区分の家庭や商店においても電力会社が選べるようになったというのが現状でございます。

当組合におきましても、新電力会社と契約を行いました。国際的な情勢不安定化などの問題によりまして電力供給価格が急上昇をした、そのようなことがあり、新電力の撤退によりまして、現在は東京電力と契約をしているというのが現状ではないかなと思います。

しかしながら、1回2回の失敗に、うまくいかなかったとはいえ、経費削減のためには、新たな電力会社との契約、こういうものを目指して、市場調査を行って安定的で安価な電力を求めるべきだと、このように思っておりますけれども、組合長の考えを伺うものであります。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 電力自由化による電力の購入についてのご質問にお答えいたします。

現在、当組合における各施設の電力契約状況につきましては、令和6年1月より、東京電力エナジーパートナー株式会社と随意契約を締結しております。当組合におけるこれまでの経緯を振り返りますと、平成24年12月より電力共同購買事業（エコサブ）を通じて日本ロジテック協同組合と契約しておりましたが、平成28年3月に日本ロジテック協同組合が撤退することとなり、緊急的な対応を余儀なくされました。

その後、2度の一般競争入札を経て、株式会社シナジアパワーと契約を継続してまいりましたが、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和4年の世界的なエネルギー価格の高騰の影響により、業者が業務継続困難となり、再度緊急の変更契約を迫られました。その際は、那須南病院・保健衛生センターは東京電力パワーグリッド、斎場・各消防署においては東京ガス株式会社と締結し、供給の維持に努めてまいりました。その後電気料金のさらなる動向を踏まえ、契約内容や契約時期を見直した結果、先ほど申し上げましたとおり、令和6年1月より現在の体制へと移行した次第であります。

過去2回にわたる新電力会社の撤退・経営破綻を経験した教訓から、電力調達においては、単なる安価な価格設定のみならず、供給の継続という信頼が極めて重要であると痛感して

いるところであります。

渋井議員からは、これまでも新電力に関する有為な情報提供や経費削減に向けた具体的なご助言を継続的にいただいております。当組合が厳しいエネルギー情勢に直面する中で、こうしたお力添えは大変心強いものであり、改めて深く感謝申し上げます。

ご指摘のとおり、経費削減に向けた不断の市場調査は不可欠であると認識しております。しかしながら、新電力を選定するに当たりましては、一時的なコスト削減のメリット以上に、事業者の経営基盤の脆弱性に伴う供給停止や市場連動型プランによる料金急騰のリスクといったデメリットを慎重に見極める必要があります。

今後につきましては、電力市場の動向を注視しつつ、那須烏山市や那珂川町、また、県内の一部事務組合等の動向も十分に踏まえ、安定的かつ安価な電力確保の最適解を慎重に検討してまいりたいと思っております。病院にしても、衛生センターにしても、斎場にしても休むことができませんので、電力に関しては大きなことになりますので、丁寧に慎重にさせていただきますと思いますので、教訓を生かさせていただきたいと思います。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 市長でもあつて組合長でもあるんですが、那須烏山市の現状、これをちょっと説明をさせていただきたいと思います。那須烏山市は、ホームページに掲載されておりますが、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社というところと契約をしております。まず、私は電気の契約の内容などは分かりませんので、そのホームページに書いてあることをちょっと読みますね。

まず、基本料金、従量電灯Bが286.00円で10アンペア、従量電灯Cが286.00円でkVA、低電圧が1,122円、キロワットかな。従量料金、これは使った量の料金ですね。基本料金というのは変わらないんだと思うんですが、従量電灯B及びCは19.88円、2段階になってちょっと増えると26.48円、3段階目は30.57円、キロワット時です。そして、夏季が17.37円、そしてその他が15.80円と、こういうことに書いてありまして、那須烏山市では20施設で総額で57万6,647円、これは9.87%の節約になっていると、こういうふうになっています。

これは一般的な電灯で、また、業務用高圧1型、標準基本料金が1,700円、従量料金が夏季87.54円、他の時期は16.38円。そのほかに産業用高圧A1型というのがあるんですね。基本料金が1,280円で、従量料金が17.37円。17の施設で、これは多分水道とか下水道とかそういうものではないかなと思うんです。これが15%で節約、1,0

45万85円と、こういうふうになっております。そのほかに、業務用高圧1型で6施設、こっちは3%で110万円となって、ざっと計算しますと、総額は1,212万6,000円ぐらいの多分節約になっているのかなと、こういうふうに思います。

それで、先ほどもいろいろと契約をしてその都度駄目だったという話がありましたが、那須烏山市は、たまたまいい業者に当たったんだと思うんですよ。ミツウロコグリーンエネルギー。ということは、先ほども言いましたけど、そういう経験を生かしてしっかり調査をすれば、安定的で安い電気料が確保できるのではないかと、こういうふうに思うんですね。

多分さっきの答弁ではそういうふうにやってくれると言うふうに聞こえたんですが、その点について、もう一度答弁願います。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 先ほどお伺いしました那須烏山市における削減の実績は非常に大きな指針となると考えております。単に料金の価格だけでなく、そういった燃料費の調整額とかの条件や基本料金の構成なども比較・分析をして、組合においても削減が図れるようなプランがあるのか検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） そこで、どのぐらい削減できるんであろうかということで、ちょっと調査といいますか、予算を確認してみました。

当組合の年間の総電気料、これは那須南病院の事業会計予算では、光熱水費の中で電気料が5,250万円という予算ですから、これ、新年度の予算になっております。それで、一般会計予算では、電気料金としては出ておりませんで、光熱水費として水道料と一緒に計上されております。総務費では、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費、光熱水費123万6,000円。3款衛生費では、1項保健衛生、2目斎場費、10節需用費、光熱水費687万円。あと、2項清掃費は、3目ごみ処理費、10節需用費、光熱水費、これは大きいんですよ、5,156万7,000円。そして、4款消防費、1項消防費、1目消防総務費、10節需用費、光熱水費694万5,000円。これ、合計しますと、一般会計のほうは6,661万8,000円、こういうふうになりまして、これは水道費が入っていますので、当然電気費ばかりではないんですが、先ほどの病院の感覚からすると、電気

料はやっぱり5,000万以上になるのかなと、そういうふうに思います。

まず、一つ確認なんですが、那須烏山市とか那珂川町に指名参加願いというんだか、入札かけてもいいよというような企業、これは広域事務組合においても入札ができると、こういうような理解でよろしいか伺うものであります。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 組合におきましても、市や町で登録をしていた業者におきましては可能でございます。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） そうしますと、先ほど申しましたように、ミツウロコグリーンエネルギーというのが登録をされております。私は那珂川町のほうは分かりませんのであれなんですが、まず、サウンディング型市場調査、こういうことがあるというのはご存じでしょうか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 広く市場の声を聞くサウンディングという調査があるということは承知しております。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） サウンディング型市場調査、これは民間事業者の意向やアイデアを広く収集することを目的としています。行政側は、民間の知見をより活用し、より現実的で実現可能な事業計画を策定することができる。また、民間事業者は、どの程度参入意欲を持つか、どの方式であれば参加しやすいかを把握することも可能だと、こういうことでございます。

まずは、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社にサウンディング調査を行ったらどうかと。別にそこを私は推薦してどうのこうのじゃないですよ。那須烏山市では今それはやっている、ということなんですが、その点についていかがですか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） ミツウロコだけに限らずに、市や町の登録業者等に電力調達に関する意向調査とか情報収集を行うということはとても組合にとって意義のあるものだと考えております。安定かつ安価という原則を維持できるのであれば、広く市場の声を聞くそのサウンディングということを実施して、最適な調達方法を模索していきたいと考えております。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 時代は驚くほど進化しているんですね。電力の自由化なんてちょっと前まではとても考えられなかったということで、ダーウィンの進化論でいえば、強いものだけが生き残るのではなくて、環境に適応したものが生き残ると、こういうことでございます。いろんな部署で様々な改革、こういうのに取り組んでおりますけれども、なかなか病院などはうまくいかない。うまくいかないというか、うまくは、いっているんだけど、黒字化にはなかなか難しい。そういう中で、電力の自由化という環境の変化の中で、そういうものに取り組んで、現実、那須烏山市では実施しているんですね。ですから、そういう例をしっかり見てやっていただきたいと思います。

それで、やっていただけるということなので、資源エネルギー庁のホームページを見ていただければ、登録小売電気事業者一覧というのが出てきます。これは令和8年2月19日現在で803事業所がございます。その中には、大手商社や大手ガス会社、大手石油会社などの名前が出てきます。このようなところにサウンディング調査を実施する、こういう資源エネルギー庁のホームページ、そういうものを利用してやってみたらどうかと、こういうふうにも思います。

経営の神様と言われた松下幸之助の言葉に、利は元にあるというものがあります。経費の削減に向けた取組の一端は電力料金の自由化にありと、こういうふうに私は考えておりますので、ぜひあらゆるところでサウンディング調査を実施して、安定的に安価な電力の購入をお願いをいたしまして、次に参りたいと思います。

続きまして、南那須地区広域行政事務組合職員の提案に関する規程、こういうことでございます。

南那須地区広域行政事務組合職員の提案に関する規程、これは平成19年3月12日組

合訓令第5号です。職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚と事務改善及び能率向上を図ることを目的としてこれが、規程が成立をいたしました。世間一般的には、我々こういうのをなじみとしては改善、こんなことに言うんではないのかなと思っておりますが、こういう中にいろんな提案を、改善提案をしてくれと、このように出ているわけでございますけれども、年間どの程度の改善提案があるのか、また、今まで提案で大きく改善されたものはどんな事例があるのか、これについて伺うものであります。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 南那須地区広域行政事務組合職員の提案に関する規程についてのご質問にお答えいたします。

本規程は、組合行財政改革の一環として、職員の業務改善意識を醸成し、施策や事務能率の向上に資するアイデアを広く募るため、平成19年3月に制定されました。

ご質問の年間の提案数及び具体的な改善事例についてでございますが、誠に残念ですが、本規程の制定から今日に至るまで、規程に基づく正式な提案の実績はございません。これについては、制度の周知不足や提案のハードルが高かったものと真摯に受け止めております。しかしながら、実務の現場においては、それぞれの特性に応じた改善活動が展開されております。

まずは、消防におきまして、消防組織法及び組合規則に基づき、消防職員委員会を設置し運営をしております。近年の実績としましては、令和5年度には、計11件の提案に対し5件を採用し、電動ストレッチャーの配備や救急隊の勤務体制見直し、研修用リモートアカウントの取得など、現場の安全と効率化に直結する成果を上げております。続く令和6年度も4件の提案に対し3件を採用し、トランシーバーや携帯電話等の消防用資機材の拡充を図っております。令和7年度には、現在までに1件の提案がなされております。

また、那須南病院におきましても、コロナ禍を機に提案されたeラーニングシステムによる院内研修を継続運用するなど、現場主導の業務改善は着実に浸透しております。

さらに、人事評価制度による企画・提案力の評価項目を通して、個々の職員が日々業務改善に取り組むようなことを促しており、実質的には規程の主旨に沿った効果が得られているものと考えております。

結びとなりますが、当組合は現在、施設老朽化や病院経営状況の健全化など、喫緊の課題に直面しております。現場に精通する職員の着想は、これらの課題克服に向けた極めて貴重な原動力であります。今後はこのような職員の提案に関する規程の存在について改めて全

職員に周知徹底し、提案しやすい環境づくりを検討し、組合運営のさらなる活性化と効率化を推進してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 改善行動は、どこの部署でもやっているよというようなことでした。しかしながら、せっかくつくった提案に関する規程、これに書いて出すというのは面倒くさいのかどうか分かりませんが、そういうことはやられていない。

ここに規程を持ってきているんですが、これですね。提案箱があつて、月に1回開けるんだと、そんなようなことになっているんですけども、これはどういうところに設置されておりますか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 残念ながら、この箱の設置ということはしておりません。今回こういったことで一般質問をいただいて、改めてこういったものをきちんと整備しなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 大体そうだろうなというふうに予想はしておりましたので驚きもしませんが、箱があつたからってそこに入れてくれるかどうかというのは別にして、そういうのを置くことによって、改善提案があるんだわとか、何かそういうのを知ってもらうということができるのかなと、こういうふうに思うんですね。

那須烏山市も同じなんですけど、条例なんかもつくってもやらないなんていうのは度々ですからあんまり驚きもしませんが、まず、これをよく、やるほうは読み込んで、やりづらいならやりづらいで、例えばメールで受け付けるよとか、今はこんな紙に書いて箱に入れるんだなんていう時代ではないのかもしれないです。ですから、これもしっかり改善して、メールで受け付けるよとか何かそんなようなことを、これ自体も改善してみたらどうかと、こういうふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） これまでの規程というのが、書面による手続がどうしても職員の心理的負担となっていたというのと周知不足だったというのが要因かと思っております。今後は、議員さんがおっしゃるように、グループウェアとかを活用し、簡単な投稿フォームのようなもので提案がしやすい環境を整える、改善を奨励しながら、みんなが提案できるような、このような風土を調整していくことが必要かなと考えております。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 業務の改善というのは、働き方の改革、少子高齢化による労働力不足に大いに役立つ、こういうふうに言われております。もちろん品質の向上、勤労意欲の高揚につながる。その上、経費削減に大いに役立つということになっているんですね。この取組をしっかり進め、いろんな意見が出てきて、それを採用するかしないかというのはまた別問題なんですけど、採用できるものがあれば、どんどん楽になるということになります。

そこで、これはあんまり活躍されていないという、使っていないということなんですけど、この規程には、15条報奨という条項があるんですよ。その報奨というのも、例えば金一封とか何かそんなような、渋井由放賞でも出してもいいですよ、私。ただ、買収だとか何とかなるとまずいのであれなんですけども、やっぱり何かご褒美があると。そういうふうになっていますから。ただ、全然ないんだというんじゃ報奨も何もないですけど、その辺もちょっと改善の余地があるのかなと、こういうふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 報奨についてなんですけど、職員のモチベーションの維持は制度運用の鍵でございます。現在の人事評価制度の反映に加えて、このような規程で優れた提案に対する意見等に関しては、組合長表彰のような公の場で表彰したりとか、いろいろなインセンティブの在り方についてこれからちょっと検討させていただこうかなと考えております。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番(渋井由放) ぜひ。逆にそういうことを考えることも、皆さんの改善の提案につながるかなと。

もともとどうも改善というのは、製造業で行われてきたようでございます。ところが、今は製造業のみならず、多方面なサービス業などでもあるようなんですが、一般的に知られているのが、3Mの削減、無理、むら、無駄の削減というんですね。5S活動の推進、整理整頓、清掃、清潔、しつけというんですかね、これで5Sですね。あと、ボトムアップ式での、現場主体といいますかね、現場から上がってくるように、現場の人が一番よく分かるので、現場から上がってくるように、缶コーヒー1本でもカップラーメン1個でも、どんどん提案をもらったら出すというぐらい気楽に、お茶飲みの間で出てくるような話の中から提案がなされればいいのかなと、こういうふうに思います。

我々議員からも、一応改善提案というふうに思っ出たのもございます。1つ目は、砂をふるって、燃え残った鉄物などを除去して、埋立てをしないで再生骨材にすると。これで経費の削減になるのではないのかとか、もう一つは、乾電池のリサイクル、こういうものについても提案しましたが、いずれにしろ採用されておりません。結局、今までと同じということでは進歩がない。私はそういう行政をコピー行政と、こういうふうに言っておりますけれども、まず現状維持じゃなくて、進化する、進歩する。つくったものは使わないじゃなくて、つくったものを一生懸命磨き上げる。そういう進化、そういう文化を育てていただいて、しっかりと教育訓練を実施していくようお願いしたいと思うんですが、最後に組合長、答弁をいただければと思います。

○議長(中山五男) 川俣組合長。

○組合長(川俣純子) 渋井議員、いつもご提案ありがとうございます。いろんなものを採用させていただきながら、ちゃんと進歩させていただいていると思います。これからもご提案のほうをお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中山五男) 渋井議員。

○11番(渋井由放) 次の選挙で当選すれば、提案したい、こういうふうに思いますが、ちょっと非常に厳しいというのが現状でございます。

続きまして、とにかく少しでも進歩をし、例えば病院をどうやったら維持できるんだとかという話をさんざんこれから平塚議員も言うんでしょう。堀江議員も言いましたけど。じゃ

なくて、中からですね。もちろんやっているんだと思うんです。でも、せっかくやったんならば、先ほども言いましたように、カップラーメン1つでもコーヒー1杯でも缶ビール1個でも、何かそんなようなのが話題で広がってみんなやる気が出ると。よーし、これ、病院を何とかもたせるぞというような、報奨があるからやるというわけじゃないでしょうけど、何かそういうようなものがあれば。病院長の表彰があった。組合長の表彰があった。副組合長も入れておきましょう。そういうこともしたと。やっぱり何かそういうモチベーションがあって、病院が活気が増えるようにお願いをして、次に進みたいと思います。

これ、何時まで時間持つてる？ 時間といいますか……。あと26分？ じゃ、まだまだできる？

〔「まだまだ行ける」の声あり〕

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 3項目めは、南那須地区マタニティー・サポート119、これについて質問をいたします。

妊娠や出産に対応できる医療機関が存在しないため、出産に備える妊婦が、急な分娩やその他緊急に医療機関の受診が必要な場合、救急要請から医療機関への搬送に至るまで、事前に申請した情報を消防機関が利用することにより、円滑な救急搬送を行い、妊婦及び胎児の命を守り、出産前妊婦とその家族等の不安を軽減することを目的として、南那須マタニティー・サポート119を運用しております。その運用実績につきまして、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 南那須地区マタニティー・サポート、これはイチ・イチ・キューと呼ぶそうです。その運用実績についてのご質問にお答えいたします。

南那須地区マタニティー・サポート119におきましては、令和2年1月1日から運用が開始され、令和7年12月31日までの6年間で、那須烏山市及び那珂川町を合わせて151人の登録があり、今までの救急搬送者は3名となっております。

これ自体も議会のほうからの提案で始まったきっかけだと思いますので、いろんな機会とか提案をいただいていることを運用させてもらっています。本当にありがとうございます。

す。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 登録人数なんですが、151人ですか、6年間で。そうしますと、別にこれ、登録を無理強いする必要はないんですが、那須烏山市なんかでは、なんかではって私も正確によく分かってないんですが、赤ちゃんができると、何か手帳を頂くわけなんですよ。母子手帳ね。そうすると、そういう母子手帳のときに、どうせなら書いてくださいよと。これ、消防がやるんじゃないんですよね。そういうふうにやれば。57人だか56人ぐらいでしょう、那須烏山市は1年で生まれる子がね。できれば、そういうのを知ってもらうためにも、私、那須烏山市のホームページで「南那須地区マタニティー・サポート119」というので検索したんですよ。そしたら、出てこないんです。だから、できればまず一つはそういう連携を取って、広く知ってもらうというのも必要なのではないかと、こういうふうに思うんですけど、那須烏山市のこども課ならこども課とこういうことについてお話をしたりなんかしたことはございますか。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 議員の質問にお答えします。既にこれは町と市とは連携しておりまして、那須烏山市であれば先ほど言いましたこども課、那珂川町ですと子育て支援課になりますが、こちらのほうと連携しておりまして、妊婦さんの母子手帳申請とか交付時には必ずマタニティー・サポート119の案内のほうはさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） そうすると、妊婦さんが望んでないということなんですかね、6年間で151人ということは。無理に登録してくれと言うわけではないんでしょうから。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） こちらとしては、無理強いはしてないんですけど、案内のほうは、全部妊婦さん、母子手帳申請者にはしているところでございますが、望んでいる望んでいないというのはちょっと分からない。ただ、申請者に当たりましては、安心ができるということで意見のほうは聞いております。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 登録した人が安心できるということであれば、もうちょっと広がりを持てるようにしたほうがいいのかと、こういうふうに思うんですね。そういう意味では、那須烏山市のホームページ、また、那珂川町のホームページに消防のほうとリンクを張って、そういうのがぱっとやると消防へ行ったら分かる。内容が分かると。今、IoTとかと言っていますので、そういう連携の取り方というのはどうかなと思うんですが、その点については別に何ら問題はないと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） ただいま那須烏山市のホームページではありませんが、広域ホームページ、消防のほうのホームページ上には載せてあります。また、広域の広報誌及び市町の広報誌には、定期的に掲載しておるところでございます。また、那珂川町に關しましては、ケーブルテレビがありますので、こちらのほうでも広報しているような感じ です。

先ほど議員のほうのご質問にありましたとおり、そういうリンクとかがあれば、今後、考えていきたいと思 います。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） とにかく昔から、子供は国の宝だと。山上憶良も「しろがねもこがねも玉も何せむに勝れる宝子にしかめやも」と、こういうふうに言っておりますが、取りあえず。

もう一つは、外部からおうちへ、ほかへお嫁に行っておうちに帰ってきて産むんだという方も対象に当然なっておりますよね。それを確認したいと思うんですが。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 現在のところ、外部からの里帰り出産とかにはちょっと……、失礼しました。現在しております。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） そういうこともしております。ただ、そういう方がこのマタニティー・サポート119をどこで知るんだというようなことを考えた場合に、母子手帳をもらいに行ったからそれをもらったよというならいいんだけど、そういうのは分からないでというか、こっちへ帰ったときに、そういうのがあるんだというとなれば、先ほども言ったように、那須烏山市や那珂川町のホームページにリンクをしていただいて、広く多くの皆さんに知ってもらおうというようなことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（中山五男） 以上で、渋井由放議員の質問は終わりました。

次の質問者のちょっと時間が必要だと思いますので、10分ほど休憩をいたしたいと思います。

【休憩】（午後 3時40分）

【再開】（午後 3時48分）

○議長（中山五男） おそろいになりましたので、再開をいたします。

次に、7番、平塚英教議員の発言を許可します。

平塚英教議員。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○7番（平塚英教） 平塚英教でございます。本日のこの3月定例議会の最後の一般質問者となりました。あらかじめ通告を出しておりましたので、答弁のほうは明確なご回答をお願いしたいと思います。

まず最初に、広域行政事務組合の基金の運用についてお尋ねをいたします。

現在、広域行政事務組合が保管しております各種基金の金額の状況及びその運用状況についてお示しをいただきたいと思います。特に一般廃棄物処理施設整備基金を積み立てておりますが、整備の方向、具体化がまだ定まらない中で、この一般廃棄物処理施設整備基金をどう使用するかが見通せない状況にあります。そこで、議員間で勉強会を行って、この基金に地方債への積立てによる運用を提案しましたところ、これが現在実施されていると思いますが、現在の同基金の運用状況についてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 基金運用について、各基金の金額並びに運用状況についてお答えいたします。

本組合の基金は、年度間の財源調整を図るための、財政調整基金、保健衛生センターの施設整備・管理運営に充てる保健衛生センター施設整備基金、一般廃棄物処理施設の整備を図るための一般廃棄物処理施設整備基金、那須南病院の施設整備・管理運営に充てます病院事業整備基金の4本が設置されています。これらは各基金設置条例に基づき、設置目的等を踏まえ、毎年必要に応じて積立て・取崩しを行っているところであります。

ご質問の基金の金額については、今回の定例会にて令和8年度当初予算を審議いただきましたが、その説明資料として配付した一般会計当初予算概要の5ページ下段に記載したとおりであります。よろしいですか。

令和7年度末見込みの現在残高としまして、財政調整基金1億3,968万7,000円、保健衛生センター施設整備基金7,758万6,000円、一般廃棄物処理施設整備基金10億9,110万5,000円、病院事業整備基金が6,425万5,000円となっております。

財源不足時や災害に活用する財政調整基金は、現施設の修繕管理や管理運営に活用する保健衛生センター施設整備基金と病院事業整備基金も取崩しの頻度が高いことから、これらは一定の額にとどまっているところであります。それに対しまして、新施設整備を主眼とした一般廃棄物処理施設整備基金は、計画的に積み立てながら、取崩し例がないことから、相当な額に至っております。

次いで、ご質問の運用状況ですが、基金は、先ほどの積立て・取崩しのほか、条例に基づき適正な管理に努めております。しばらくの間取崩し予定がない一般廃棄物処理施設整備基金につきましては、確実かつ有利な金融資産である国債・地方債を購入し、安定的に有利

な利子を得ております。そのほかについても経済動向、金利動向を注視しつつ、地域の金融機関にも配慮しながら、なるべく有利な定期預金として運用し、利子の確保に努めているところであります。

この結果、令和6年度の決算においては約354万円の利子の収入があり、令和7年度の決算見込みでも約640万円以上が見込まれるところであります。令和4年度決算は約12万円、令和5年度の決算は約6万円だったことと比べますと、本当に相当な伸びとなっております。この有利な利子が原資となって、近年、基金積立てを増やすことができております。これは議員さんたちの提案であり、監査委員さんからの熱心なアドバイスによったことでもありますので、改めて感謝を申し上げたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） ありがとうございました。

続いて、これまで低金利の状況が長く続いてまいりましたが、ここに来て少しずつ金利も上昇している状況であります。これらを踏まえて、さらに広域行政事務組合の各基金の今後の運用を検討していただきたいと思います。今後の運用方針と対策について考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 今後の運用方針と対策についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも述べましたが、本組合は4本の基金を有し、各設置条例に基づいて、設置目的を踏まえ、毎年必要に応じて積立て・取崩しを行っております。

今後の積立て・取崩しに関しましては、まず、特定目的基金としての性質が強い一般廃棄物施設整備基金について、今まで同様、計画的な積立てを継続いたします。ただし、近い将来、新し尿処理施設の整備が現実となれば、し尿処理施設分の施設整備基金の在り方を、また今後、ごみ処理施設の広域化の動向等が徐々に明らかになった場合には、ごみ処理施設分の施設整備基金の在り方を再度検討する必要があると考えております。

次に、財源調整的な側面を持つ財政調整基金、保健衛生センター施設整備基金、病院事業整備基金につきましては、今後の現ごみ処理施設の長寿命化の工事や病院施設内整備といった財政需要が想定されていますので、できる限り積み増しをしたいと考えているところ

であります。

全基金に係る今後の資金運用・管理については、取崩し予定に差し障りのないよう注意しながらも、可能な限り有利な運営を図っていきたいと思っています。基金の管理は、全基金の条例が、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とされておりますので、監査委員や議員各位におかれましては、引き続き確実かつ有利な方法についてアドバイスをいただければと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 今後とも、ぜひ検討していただきたい。実際に使用することも考えていかなくちゃならないんですが、金利も市中の金融機関は0.2ぐらいなんですよ。けれども、一般廃棄物関係の地方債を運用するというような中であつては、0.6とか7とか、場合によっては1%を超えるようなものもありますので、十分、何といたってもこれは税金でございしますので、安全管理がまず基本ではございますが、ぜひ有利なことも大いに検討して進めていただきたいと思います。

次に、先ほども堀江議員のほうからありましたが、那須南病院の今後の在り方について、私も質問したいと思います。

まず、那須南病院の運営につきまして、累積赤字が20億円を超すと。2027年度に資金不足に陥るとの報道がなされ、管内の地域住民は本当に不安を覚えている状況にあります。当病院は、南那須地区救急医療圏で唯一の二次救急医療機関でありまして、那須南病院は経営改善には努めておられますが、このような事態を受けて、現在はどうのような経営改善と病院運営を進める方策を考えておられるか、改めて説明を求めるものであります。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院の今後の在り方について、経営改善を図る方策についてお答えいたします。先ほど堀江議員への答弁でも申し上げましたが、同様のご質問ですので要点を改めて説明させていただきます。

病院経営に対し、住民の皆様から不安の声が寄せられていることは、私どもも重く受け止めております。現在、病院では職員一丸となった経営改善の取組により、昨年度と比較して月平均約1,000万円の改善が見られるなど、着実な成果が現れております。しかしなが

ら、物価高騰や人件費の上昇、施設の老朽化など、経営環境は依然として厳しく、引き続き慎重な運営が求められると認識しています。本当に病院で職員は、病院長を先頭に本当に頑張っているのがよく分かっております。

こうした状況を踏まえて、経営改善の方策としまして、次の２点を重点的に進めています。１つ目は、病床数の適正化と病院機能の見直しです。将来の人口減少を見据えた病床規模を地域に合った形に再編することで、固定費の縮減と経営の効率化を図ります。２つ目は、地域包括ケア病床への転換です。急性期治療を終えた患者の受皿を確保することで、病床利用率の安定化と収益の向上を図り、地域の医療ニーズに応える体制を強化してまいります。

これらの取組を着実に進めることで、病院の経営基盤を安定させ、住民の皆さんが安心して医療を受けられるよう体制を将来にわたり維持していくことを目指してまいります。

先ほど渋井議員のほうから質問もありましたが、本当に体制の改善とかそういうのも病院はやっていただいています。そして、皆さんからも評価をいただいていますのがやっと思えてきているのかなと思いますので、その辺のところをご支持いただけるとありがたいと思います。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 今そういうことで、病院のほうでもたゆまぬ改善努力をされていると。報道にもありますように、入退院の調整を専門にする看護師の配置や、他の病院との連絡強化で病床利用率を上げると。一般病床の利用率は８５％を超えると。これ極めて高い数字であります。しかしながら、救急患者をこれ以上受け入れるということはなかなか大変な状況に来ているということでございます。

そういう中でさらに、病院としまして、透析診療、これを２０２３年までは週３日あったんですが、これを２４年度からは週６日に増やしております。さらには、２０２４年１１月１日からは訪問看護ステーションを設立し、６年度だけでも５５４人ですかね、対応をされたと。さらに、熊田診療所にも医師を派遣されて、地域医療にも貢献していると、こういうことでございます。そういう、病院の並々ならぬ努力というのがやっぱり地域住民に伝わるということが非常に大事だというふうには思います。

しかしながら、全国的に公立病院は、先ほども７割８割が赤字だと、こういうような状況でございます。そういう意味で今後、さらなる体制をとって進めているということでございますが、やはりこれは政策的な、地域医療を守れというような要望活動を医療機関だけでなく、行政も議会も度重ねて国・県に要望を重ねていくということでやらなければならない

というふうには考えておりますが、そういう点で病院の専門的な立場、見地から、この病院を今後さらにどのような運営をしていくというようなお考えがあるのか、もし説明があればお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 病院長。

○病院長（森成正人） ご質問ありがとうございます。最初の堀江議員の質問のときに、病院の資金不足、赤字経営の種々原因はありますが、多くの原因として医師不足、医師の偏在問題が大きいということをお話をした。

もう一つは、やっぱり人口減ですね。人口減で、那須南病院みたいな救急の機能を携えている病院というのは、一般的に地域の人口、対象とする人口が5万人に1つぐらいあれば維持できるというのが定説です。3万人から5万になってくると、かなり維持が大変だけれども、かなりのバックアップ、バックアップという金銭的な支援があれば何とか維持できるだろうと。ここは2つの市町合わせて3万5,000人ぐらいですから、そのぐらいになるよと。

そう考えると、あと9年後、10年後にはきっと3万人を切ってくるだろうという中で、拡大なことばかりできない。長期的にはコンパクト化を目指さないと、赤字幅がどんどん大きくなって行って、きっと財政的に維持できなくなっていくだろうということもありますので、中長期的には、行政の担当者レベルからちょっとお話し合いをしていきたいなというふうには思っています。今までそういうのがなかったと思うので、今後そういうのをして、随時、5年後10年後の未来に向けての話合いも必要かなというふうには思っています。ですから、数年前に決めた基本構想よりも、もうちょっと思ったよりもコンパクト化が必要な時代が来るのじゃないかなというふうに中長期的には思っています。

ただ、そうはいつでもそれは先の話で、今日明日、今年来年は経営を改善しないとなかなか運営も大変ということもありまして、先ほど議員からお話がありましたような、経営改善を踏まえて、物価高並びに人件費の上昇を加えても月1,000万円ぐらいの上昇。これは去年よりも実はもうちょっとあって、物価高の部分と人件費の部分を合わせると、千六、七百万ぐらい、大体半分ぐらいは人件費の上昇で飛んじゃうんですけども、そこを踏まえるということ。

あともう一つは、地域のニーズと、診療報酬の改定が2年に1回あるんですけど、これにうまく乗ることが非常に大事なことでと考えています。高市さんもお金を出してくれる方向で、医療機関には、動いてくれているんですけども、お金は出す、ただし、括弧で、

国の意見を聞いてくれたらね、私たちの思いどおりにやってくればお金は出すよという、この差をつけるんですよね。だから、思いどおりにやってくれるところはお金をあげるけれども、そうじゃないところはあげません、むしろ減らしますというその濃淡の差が実はあります。療養病棟に関しては、どちらかというところを聞いているわけがないというか、聞いていないほうの部類に入る病棟なので、全然なかなか経営には厳しいと。

今度、来年度から実際に運用します地域包括ケア病床というのは、もうまさに国の思惑どおりのものですから、国策の超ど真ん中なので、今までのベッドと全然単価が、倍以上に違っているのが、それで収益を増やすというところなんです。まだ今全貌が分かっているわけじゃないんですけども、6月ぐらいになると今度の診療報酬改定の全貌が出てきます。そしてその中で、お金を出してくれる部分と、あとは地域のニーズがあまりにもずれていると採用できないということにもなってしまうので、そこをうまくマッチングさせて、今後出てきた国のコンセプトを我々の地域で、これがあつたらいいなというところをうまくマッチングさせて、経営改善の問題にその都度その都度つなげていきたいなというふうに思っています。今決まっている段階では、来年度は、地域包括ケア病床、コンパクト化して病棟転換をすることで8,000万から1億ぐらいの収益増加につながるんじゃないかと期待しております。

以上です。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 1回目の質問でちょっと漏れていたんですが、経営改善の中で透析診療、これ、2024年度かな、それで、2023年度との比較で2,680人が、要するに、3日診療を6日診療に変えて3,482人に引き上げたんですけども、これは令和7年度はどんな数字になっているのでしょうか。さらには、2024年に始まった訪問看護ステーション、これについても7年度はどんなような数字になっているのでしょうか。もし中身が分かればお願いいたします。

○議長（中山五男） これは質問項目に具体的な数字のことについては載っておりませんが、これは総務課長、答弁できますか。

○病院総務課長（津久井友江） できる範囲でお答えします。

まず、透析のほうなんですけれども、枠を増やしましたけれども、対象の人数的には現在

あまり変わりはない状況でございます。ですので、収益に関しても、透析部門は月額で60万ほど上がっているという実績はありますが、あまりこう上がったというような実感がないのが実情でございます。

訪問看護ステーションにつきましては、現在、登録者数が55名ほどいらっしゃいまして、月額でいきますと200万円ほどの収益となっております。

以上です。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） そういうような努力をされておりますが、2023年度は1億2,500万の赤字、2024年が2億5,000万の赤字、25年が先ほどの話では2億円程度というようなことで、累積赤字が20億円を超えると。このような赤字が続けば、27年には資金残高が底をつくというような報道なんですけども、一方、政府においては、2026年度の、先ほど院長のほうからありましたが、診療報酬の改定を決定しております。当南病院の経営にとって、この診療報酬の影響がどのような効果があるものとするか、説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 2026年度の診療報酬の改定というのは、2月13日の中央社会保険医療審議会から厚労省大臣へ答申があり、決定されていると思います。ただ、物価の高騰とかに合わせて引き上げられることになっています。先ほどの堀江議員のときにもお答えさせていただきましたが、今回の改定では、救急搬送件数や手術件数に応じた新たな入院基本料金の創設、また、在宅医療やリハビリテーションの評価の見直しなど、那須南病院にとって一定の増収につながる可能性がある項目も含まれています。ただし、確定した項目の具体的な点数は3月に告示・公表される予定であるので、今の現在における収支への影響を試算することはちょっと困難になっております。6月の改定に向けて、今、職員のほうが内容の精査と準備を進めているところであります。この改定によって、かなり維持強化ができればありがたいなと思っていますので、動向を見させていただきたいと思っています。

毎日入る点数が上がるのか、大きな手術のときだけ上がるのかで、点数が総点数の中ではパーセンテージ上がっていても全く那須南に関係ない場合もあるので。今回は再診というか来るたび、あと、初診が上がるので、かなり影響は出てくるのではないかなと思っています。

す。

以上です。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 診療報酬の改定なんですけども、医師の技術料や人件費に当たる本体部分が3.09%の引上げというような数字が新聞報道にありました。また、先ほどの、予算の審議の際にも、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費というのが、いわゆる50キロ医療圏内に那須南病院しかないというようなことや、人口の非常にへき地というような状況の中でこの病院の果たしている役割というのは非常に大きいわけで、言わば30%、総務省が中核的な病院の機能維持に要する経費を認めてくれたということや様々なことがあります。

当面、底がつきてしまっただけは困りますので、そこで、市と町が地域医療の確保に要する経費ということで1億6,500万を今回拠出するということなんですけども、これは単年度だけというふうに考えるんですかね。これは今まで出してきたものに今回これが基準外助成ということで乗っかるわけなんですけども、これはどんなふうに受け止めたらいいいんですかね。今回は特別だよということで1億6,500万円上乗せになったのかどうかこれが一つ。

それと、いわゆる資金不足から立ち直れる方策というか目標というか、その辺はどんなふうに。そこが地域住民にとっては一番不安のところなんですよね。どんどんこれからお金はつぎ込むけれども、その不安は消えないということでは困りますので、その辺どういうふうに立て直すというような。先ほど150床を130床にして改善率を上げるというようなことはお聞きしましたが、その辺目標をどういうふうに持っているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） ご質問についてお答えします。まず、今回の基準外繰入れ1億6,500万につきましては、まずは令和8年度のみということで市町と協議をしております。今回の診療報酬改定もそうですが、地域包括ケア病床に転換した後、収益増というのがまだ正直見込めないところございまして、これは来年度に入りましたらば、経営状況を逐次、市町の財政担当者と協議をすることにしております。その時点で、また来年度以

降ももしかしたら基準外を頂くことになるかもしれませんが、できるだけそうならないように、また、頂くにしても、市町ともに財政が厳しい状況でありますので、できる限り病院としては経営改善に取り組んで、少しずつ基準外は頂かなくてもいけるようなことを目指したいと考えております。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） ありがとうございます。そこで、堀江議員と同じような意見になっちゃいますけども、このいわゆる人口が減少している、そして高齢化が進んでいる、こういうような地域の中で、救急医療も継続的に進めることは本当に経費がかかって大変なんです。これがやっぱりこの病院の命なんですね。茨城からも患者さんを受け入れているということで、先ほどもありましたように50キロ圏内にこれだけの中核病院がないわけなんです、何としてもこの中核的な病院を残さなくちゃならないと、そんなふうに考えます。

そういうことで、現在、この那須南病院での救急体制がどういうふうにとられているか、救急外来受診者の受入れ状況、件数、また、そういう受け入れた患者さんを他の医療機関に引き継いでいるということもやられていると思うんですが、その実情についてお示しいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 組合長答弁でいいですか。

○組合長（川俣純子） 救急外来の受入れ件数及び引継ぎ搬送の実情についてお答えいたします。

令和7年の受入れ状況ですが、12月末現在で延べ3,060人、月平均340人の受入れを行っております。そのうち、救急車受入れ件数は1,031件、月平均115件であります。ほかの医療機関への引継ぎ搬送につきましては、救急外来からの直接搬送するケースに加え、一旦入院をした後に短期または長期で転院となるケース、さらには、搬送直後に逆搬送となるケースなど非常に多様な形態がございます。これらは、患者さんの病状変化や受入れ医療機関の空床状態など個別事情によって判断されるため、統一的な分類は難しく、現時点では正確な統計を把握し切れていない状況であります。

なお、当院としましては、救急搬送の適正化を患者さんの安全確保を最優先に関係機関と連携しながら、個々の事例に対しては努めております。まず、この場でいきますと、広域では救急が一番受け入れてくれています。那須烏山市と那珂川町と合わせてこれだけ受け入

れてくれているところがなくなってしまった場合には、済生会や宇都宮と、あと、大田原と受け入れてくれるかと言われると、1,000件以上あるところをほかの地域のものを受け入れてくれるか、あと、移動するのに当たって1時間ぐらかかる。短時間で行けるよう努力はしていますが、それから戻ってくる救急車の時間を考えますと、次の患者さんを運べるかという、そういう状態になりますので、本当に死守していく必要があると思っています。

皆さんからのこういうご意見とかをいただくことで、より一層那須南病院がしっかりとできるように、私たち行政のほうも努めていきたいと思いますので、ご協力のほどとご助言のほどお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 本当にそういうことで、この中核的二次医療機関を何としても守っていききたい。国においては、医療費が高騰する中で4兆円も医療費を削減したいと、こういうようなもろみでございますが、それが地域にしわ寄せされては困りますので、これからも一丸となってこの那須南病院の役割を市民の皆さんに周知徹底しながら、地域のみんなで一体となってこれを守るという運動を展開していきたいなというふうに思います。

最後に、林野火災、野火焼きや野外焼却について質問いたします。

長期的に日本列島全体に雨が降らない異常乾燥状態が続いておりまして、全国的に林野火災が多数発生している状況にあります。これらを踏まえて、当広域行政事務組合において、昨年11月27日の臨時議会において、消防法の改正に伴う広域行政事務組合火災予防条例の一部改正がなされたところであります。

しかしながら、当地域の一斉野火焼等も実施されているところでありますが、今回の火災予防条例改正の趣旨の徹底が行き届いているとは言い切れない状況にあるのではないのでしょうか。火災予防条例の改正の内容の地域住民へ注意喚起の徹底と、火災予防対策の具体化について、しっかりと説明責任を果たしていただくように答弁をお願いいたします。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 野火焼や野外焼却についての質問にお答えいたします。

林野火災に関する注意報及び警報の発令について、本年1月1日の運用開始に当たり、地域住民への周知については、令和7年12月10日発行の広報誌「こういき73号」にて掲載したほか、チラシを作成し、回覧板にて管内の各戸に配布をさせていただきました。また、

消防のホームページ、SNSにおいても掲載しております。注意報等発令時には、消防署前へののぼりの設置や消防車両での巡回広報もしております。

火災予防対策の具体化については、発煙届の受付の際や消防車両での巡回広報の際に、枯草焼・たき火・野焼の際の火の管理の徹底、強風時・乾燥注意報発令時の火気の使用の自粛、火気使用後の完全消火の確認といった、日常生活に直結する具体的な行動について指導しているところであります。

本制度の運用開始直後でありますことを踏まえ、引き続き様々な機会を通して、住民への周知も図っていきたいと思っています。確かに1日からなんですけど、よく分かってない方もいらっしゃるって、注意報が出ていますよというのも理解してない場合もあると思います。ただ、かなりのことで警戒はさせていただいておると思います。昨日ですか、久々に雨が降ったぐらいでずっと乾燥が続いておりましたので、そういう状況も、やはりほかでも林野火災が頻発しておりますので、警戒を重点的に伝えていく。皆さんも、火の感覚、安易な使い方ではなく管理をしてもらうことを十分に注意させていただきたいと思っています。

有線のほうでも報道させていただいています、那珂川町で。うちのほうはメールで発信をさせていただいております。なるべく皆さんに分かっていただけるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 昨日は那須烏山市の議会で、那須烏山市火入れに関する条例の一部改正が可決されました。森林等への火入れの中止要件として、新たに、林野火災注意報及び林野火災警報を条例に追加したものでございます。この内容は、林野火災注意報というのは、降水量が3日間で1ミリ以下、それで30日間で30ミリ以下というようなことだそうです。林野火災警報、これは今言った林野火災注意にプラス強風注意報が発令されているというのが条件だそうです。

しかし、議会でのやり取りを聞きますと、火入れ条例は制定しましたが、罰則を伴う規制はなかなかできないというような、もちろん何か火災を起こした場合には別ですが、拘束的な罰則規定はないというようなお話なんですね。そうしますと、やっぱりこれは広域消防で、消防法関連等において、この注意報、警報を破って山林火災を引き起こさないように、また、引き起こした場合にはどのような責任が問われるかというのをまず、お聞きしたい。それをいわゆる一般の住民の皆さんにも喚起していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 予防課長。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） 罰則規定についてのご説明をさせていただきます。

消防法でいいますと消防法の44条に罰則規定がございまして、こちらですと、30万円以下の罰金または拘留となつてございます。しかし、今回、南那須地区広域行政事務組合の火災予防条例改正となりましたが、目的としてはやはり林野火災の予防でございます。

実際に違反したからといって、すぐさま刑罰の対象とするものではなく、林野火災予防の目的を達成するためには、地域住民への火の使用の制限に対して行政指導していくところが重要だなと感じているところでございます。

また、実際に処罰の対象となった場合には、消防だけでは対応できません。当然、警察等の関係機関との連携がございまして、刑事訴訟法に基づく捜査機関への告発となつてございますので、手続としてはそのようなことがございます。罰則の条例としては、消防法の44条でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 平塚議員。

○7番（平塚英教） 問題は、そういう大きな問題が起きてから罰則がどうのこうのと言っても、火事が起きちゃってからでは間に合わないんだよね。全国的な林野火災を見ますと、初めはぼやみたい簡単なところから広がっているというのが実情なんだよね。そういう意味でいわゆる林野火災を起こさないための、それぞれ地域住民の皆さんがしっかりと対策をとるとか、あるいは1月1日からは例えば農地で野火をやる場合でも、前もって消防署に連絡を取るというようなことになっていると思うんですよね。そういうことも含めて、さらなる、地域住民にそういうような注意喚起を促すようなご努力をお願いしたいと思います。答弁があればお願いします。

○議長（中山五男） 予防課長。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） ありがとうございます。おっしゃるとおり、林野火災は、一度発生しますと、長期化、また、大規模化しやすい特性があります。初期の段階での予防が何より重要でございます。今後も条例改正を契機に、住民一人一人の防火意識の向上

と地域全体の火災予防力の底上げを努めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○7番（平塚英教） 質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（中山五男） 以上で、平塚英教議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。質問されました3名の議員の方々には本当にご苦労さまでした。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

議会閉会に当たりまして、中山五男からご挨拶を申し上げたいと思います。

本日の定例会は、議員の方々、執行部の皆様方のご協力によりまして、全議案ともに原案どおり議決されましたことに心から感謝を申し上げます。

それで、私の議長職、高齢でありながら、ご協力くださいました皆様方へは本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

広域行政事業の中で、衛生センターと病院の建て替えにつきましては以前からの大きな課題でありましたが、この4年間でほとんど進展がないまま広域行政議会議員を退くには全く慙愧に堪えないところであります。これらのことにつきましては、やむなく次の議会に引き継ぐことになりましたが、よりよい解決策を見いだされまして、広域行政の円滑な運営を望むばかりであります。

以上、議会の閉会に当たりましての御礼のご挨拶をさせていただきました。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。（拍手）

〔 午後4時34分閉会 〕